



Title	現代中国における「司法」の構造 (5) : 厳打 : なぜ刑事裁判が道具となるのか
Author(s)	坂口, 一成; Sakaguchi, Kazushige
Description	論説
Citation	北大法学論集, 57(6), 486[1]-426[61]
Issue Date	2007-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20553
Type	departmental bulletin paper
File Information	57(6)_486-426.pdf



現代中国における「司法」の構造(5)

—— 厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？ ——

坂 口 一 成

目 次

序論

問題意識および課題

本稿の構成

先行研究の検討

本稿の意義

用語の説明

(以上57巻2号)

1 基本概念の整理

1.1 刑事司法の担い手

1.2 制裁制度

1.3 刑事手続の概要

1.4 解釈制度

(以上57巻3号)

I 厳打とは何か

2 厳打前夜の治安状況と犯罪対策——「重きにかつ速やかに」の登場

2.1 文革の後遺症

2.2 1979年：全国都市治安会議

2.3 1981年：5大都市治安座談会

2.4 章結

3 83年厳打

3.1 厳打の決定プロセス

3.2 法的対応

3.3 厳打期刑事司法の実態

3.4 厳打の成果

(以上57巻4号)

3.5 中間考察——なぜ83年厳打が可能であったのか？

(以上57巻5号)

4 その後の厳打

4.1 厳打の常態化

4.2 96年厳打

4.2.1 決定プロセス

4.2.2 96年厳打の現象

4.2.3 まとめ

4.3 01年厳打

4.3.1 決定プロセス

4.3.2 法的対応

4.3.3 01年厳打の現象

4.3.4 まとめ

4.4 章結

(以上本号)

II 裁判の位相——なぜ裁判が道具となるのか？

5 中国における裁判観

6 「裁判＝道具」の構造

終章

4 その後の厳打

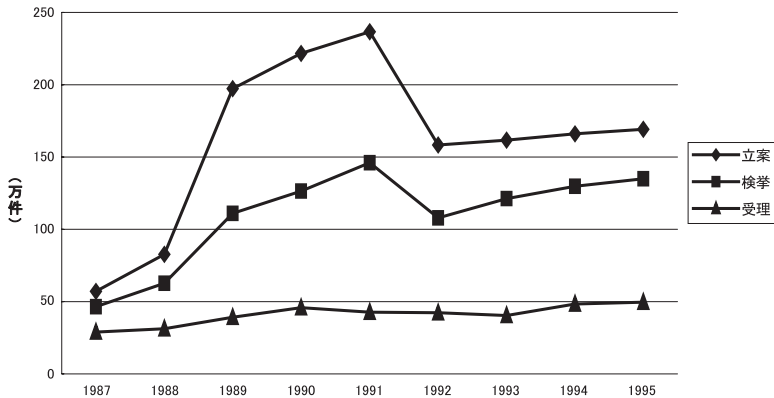
1983年に非常事態における非常手段として発動された厳打は、3年5ヶ月に及ぶ闘争を経て、1987年1月末に一旦幕を下ろした⁽¹⁾。しかし、この非常手段はその後常套手段となり、「毎年厳打」[年年厳打]と揶揄されるに至っている。そこで、本章ではまず、厳打が常態化していった様子を素描する(4.1)。

そして、毎年のように繰り広げられる厳打において、党中央の名義で厳打開始が決定され、またとりわけ規模が大きいとされているのは96年厳打および01年厳打である。そこで、4.2および4.3をこの2つの厳打の考察に充て、現象面における83年厳打との異同を検討する。

(1) 孫中国・李健和『中国厳打の理論与实践』(中国人民公安大学出版社、1998年)4頁。

4.1 厳打の常態化

図4-1 立案・検挙・1審新受件数状況図（1987～1995年）



83年厳打終了後の1987年3月、全国政法業務会議において彭真は83年厳打を総括し、「厳打闘争を一度やれば、全ての問題を片づけることができ、もうやらなくてもよいとは考えられない。あらゆる効果的な独裁の手段および方法を捨て去ってはならない。どのようにすべきか、私は次のように考える。すなわち、(犯罪が)大規模に発生すれば、大規模に、中規模に発生すれば、中規模に、小規模に発生すれば、小規模に行く」⁽²⁾と述べた。つまり、厳打は「効果的な独裁の手段および方法」であり、治安情勢に応じて、臨機応変に厳打を行うという方針が打ち出されたのである。

それでは、83年厳打終了後の治安はというと、悪化の一途を辿っていた。図4-1は1987年から1995年までの立案件数、検挙件数および1審新受件数の推移を図にしたものである。本図からは、立案件数が1991年まで右肩上がりが増え（1989年に激増しているのは、本部冒頭で指摘したように警察が「立案不実」の問題を大幅是正したことが主な要因である）、1992年に一旦減少した後、1993年以降は再び増加に転じていることが分かる。しかし、この1992年における減少は、実は窃盗罪の立案基

⁽²⁾ 彭真「關於政法工作的幾個問題」（1987年3月31日）『彭真1』602頁。

準が引き上げられたことが最大の要因と考えられる。具体的な数字を見てみると、1991年の全刑事事件の立案件数は236万5709件、そして1992年は158万2659件であり、前年比78万3050件減であった。そして、窃盗事件の立案件数は、1991年が192万2506件、1992年が114万2556件であり、前年比77万9950件減であった⁽³⁾。つまり、全刑事事件の立案件数の減少分は、窃盗罪の立案件数の減少分にはほぼ等しく、これを差し引けば、実質的には1992年に立案すべき事件は1991年のそれと比べて微減にすぎない。表面的な数字とは異なり、1987年以降、立案件数は増加傾向にあったといえよう。しかも、「1992年に窃盗事件の立案基準を引き上げた後、総数は幾ばくか減少したが、重大事件数は依然として上昇し続けた」⁽⁴⁾という。

こうした犯罪増加に直面し、全国的・地域的厳打が繰り返された。その中で新たな動向としては、「厳打」ではなく[専項闘争]と呼ばれるキャンペーンが広く行われるようになったという点を挙げることができる⁽⁵⁾。これは「中共各級組織の統一的指導の下で、警察、検察院および裁判所などの関連部門が緊密に協力し、行動を統一し、その時、その地方の社会治安において目立つ違法・犯罪活動に集中的打撃および集中的整頓を行うことである。専項闘争には全国的なものもあれば、地域的なものもあり……」⁽⁶⁾と説明される。この説明から読み取れるように、専項闘争において用いられる手法は83年厳打と同じである。両者の差異は、専項闘争の対象が1個ないしは2個の犯罪類型に限定されているという点にある。先(3.3.4参照)に「厳打の対象限定版」と表現したのはこのためである(以下、明示しない限り、専項闘争も含めて「厳打」と呼ぶ)。

⁽³⁾ 『法律年鑑(1992)』861頁、『法律年鑑(1993)』940頁。

⁽⁴⁾ 邵斌華「蘇南城市跨世紀犯罪問題の前瞻及控制対策」牟君発・宋浩波主編『中国城市犯罪問題研究』(中国人民公安大学出版社、1998年)30～31頁。

⁽⁵⁾ その原型は83年厳打第3戦役(1986年3月～10月)で採られた「全国的な統一行動を行わず、また各戦闘の期間を統一的に定めたりもしなかった。各地は実際的狀況に応じて、省規模の集中的行動および局部的な分散的打撃を結びつけ、県・市を単位とする地域的行動を主とする方法」であるという(周長軍「博奕、成本与制度安排——厳打的制度経済学分析」『刑事政策検討』284頁)。

⁽⁶⁾ 『当代審判工作(上)』311頁。

さて、実際にどのような厳打が行われたのかを見てみよう。表4-1は83年厳打終了後（1987年）から96年厳打開始までに行われた全国範囲で展開され、規模が大きいと思われる厳打の一覧表である⁽⁷⁾。同表の「名義」とは直接指示を出した組織の名称を意味している。1989年の「六害」除去闘争以外、いずれも党中央の下属機構である中央政法委員会や中央社会治安综合治理委員会、または警察部により決定されている。むろん、その背後に党中央の意向があることはいうまでもない⁽⁸⁾。

表4-1 主な厳打一覧表（1987～1995年）

年	期 間	主 な 対 象	名 義
1987	3月以降	○窃盗、強盗（特に銃器の窃盗・強盗）	警察部
1988	夏以降	○無頼、強姦、強盗など	中央の指示 ⁽⁹⁾
1989	4月以降	○逃亡しながら犯行を重ねる者	警察部
	10月下旬～翌年春節 ⁽¹⁰⁾	六害（売買春、わいせつ物製作等、婦女・児童拐取売買、麻薬密売等、賭博、封建的迷信を利用した詐欺）	中共中央・国務院
1990	5月～国慶節（10月1日）	●殺人、爆破、銃器犯罪、窃盗、強盗、麻薬密売、詐欺、無頼リーダー、管理売春、反革命活動の煽動・組織	中央政法委員会
	10月以降	●厳打継続	中央政法委員会
1991	9月以降（3年間）	○窃盗	中央社会治安综合治理委員会
1993	3月以降	○追いはぎ	中央社会治安综合治理委員会
1994	7月～年末	●無頼グループ、殺人、銃器犯罪、窃盗、大規模生産施設の破壊、婦女・児童拐取売買、管理売春、麻薬密売	中央政法委員会
1995	3月～5月	●強盗、無頼悪勢力・黒社会的グループ、金融詐欺・密輸など、売春・麻薬・わいせつ物製作	警察部

*●印と○印は当該キャンペーンがそれぞれ「厳打」、「専項闘争」と性格づけられていることを示す。

⁽⁷⁾ 本表の作成にあたっては、『公安大事要覧』、『法律年鑑（1989）』17頁、『法律年鑑（1994）』84頁、『法院年鑑（1991）』490頁、魏平雄・欧陽濤・王順安主編『市場経済条件下犯罪と対策』（群衆出版社、1995年）151頁、馬天山「“厳打”政策概論」『厳打的理論と実務』20～21頁、卒惜茜・陳捐「“厳打” 整治闘争的回顧と展望」中国人民公安大学学报2003年2期45頁以下を参照した。

⁽⁸⁾ 例えば、1994年の厳打は、7月26日に中央政法委員会が警察部「厳打闘争

また、これら以外に警察・検察・裁判所が単独ないしは連名で通達を出して行う厳打もある。中には、最高裁が単独で下級裁判所に対し、特定の犯罪類型について「重きにかつ速やかに」処罰するよう求める場合がある。例えば、最高裁「公共の安全に危害を及ぼす犯罪活動に厳しく打撃を加える通知」(1988年2月9日)や「密出入国犯罪活動に厳しく打撃を加える通知」(1993年9月24日)である。裁判所自らが積極的に「重きにかつ速やかに」を打ち出す場合もあるのである。これは、裁判所自体が自らのレーゾン・デートルを中立公平の第三者としての判定者ではなく、独裁の「伝家の宝刀」[刀把子]であることにあると自覚しているからこそ生じる現象であると考えられる。例えば、1990年の厳打に際して、四川省で6月27日から30日にかけて開催された会議において、次のような見解が共通認識となったことは、このことを如実に示している。すなわち、「(裁判所は)『厳打』闘争において、法という武器を十分に運用し、『伝家の宝刀』の役割を果たし、法に従い社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者を重きにかつ速やかに懲らしめなければならない」⁽¹¹⁾、と。

以上は全国範囲の厳打の状況である。次に、地域的な厳打を見てみよう。表4-2および表4-3は、それぞれ山東省および陝西省岐山県における83年厳打終了後の厳打の展開状況をまとめたものである。両表が示すように、83年厳打終了後も、地域的な厳打が断続的に展開されている。

を引き続き深く展開し、社会治安を大いに改善する意見」[公安部關於繼續深入開展嚴打闘争大力整頓社会治安的意见]を政法各部門に転達したことを合図に開始した。本意見は、転達前に党中央の承認を得ていた(『公安大事要覽』986頁参照)。

⁽⁹⁾ これは、同年5月6日に警察部、最高検、最高裁、国家安全部、司法部が開催した全国治安活動電話会議で決定されたものであるが、本会議は「中央指導部」[中央領導]の指示に基づき開催されたものであるため、「中央の指示」とした(『公安大事要覽』690頁参照)。

⁽¹⁰⁾ 当時、副警察部長であった俞雷は「全国的な『六害』一掃集中統一行動は1991年春節に一段落を告げた」とする(「深入開展“掃黃”和“六害”闘争」張秀平編『中国大“掃黃”』(群衆出版社、1992年)16頁)。

⁽¹¹⁾ 「四川省法院嚴厲打撃嚴重刑事犯罪工作會議」『法院年鑑(1990)』629頁。

表 4-2 山東省における嚴打

年	期 間	対 象
1987		窃盜、強盜、強姦、無頼、賭博、人身売買など
1988		治安事犯と経済事犯
1989		社会治安の維持を最重要任務
1990	5～10月	中央が確定した嚴打対象、特に民憤が大きい殺人、強姦、強盜

出典：『山東省司法誌』418～420頁。

表 4-3 陝西省岐山県における嚴打

年	期 間	対 象
1987	2月	賭博
	7～9月	逃亡潜伏中の犯人
	10月	スリ
1988		窃盜、強盜
1989		無頼
	6～10月	強盜、窃盜、水利・電力施設破壊、賭博、麻薬密売、売買春、婦女・児童拐取売買

出典：『岐山県誌』434頁。

そして、地方によっては1年のほとんどをこうした嚴打に費やすところもある。例えば、黒竜江省ハルビン市警察局長が統計を取ったところ、1988年は「365日の内、戦役や専項闘争が行なわれた日が340日あった」⁽¹²⁾という。ここに至っては、「毎年嚴打」どころか、「毎日嚴打」となっている。こうした現象の裏には、次のような事情があるという。すなわち、嚴打や専項闘争を決定するのは、各級党委員会、同政法委員会、同社会治安綜合治理委員会、政府、および上級の指導機関である（中央でも同様である）。しかし、これらの各組織間および上下級間は意思疎通を欠いており、専項闘争が終わっていないにもかかわらず、別の機関が次の専項闘争を指示する、と⁽¹³⁾。

⁽¹²⁾ 王松岩「堅持“嚴打” 応處理好的幾個關係」公安研究（CD版）1991年1期。なお、王明新『公安戰闘力論』（警官教育出版社、1993年）183頁にも同様の記述が見られる。

⁽¹³⁾ 蔣応満「対“嚴打” 闘争的理性思考」『嚴打中的法律与政策適用』183～184

こうした地域的な厳打においても、83年厳打と同様の手法が採られている。例えば、浙江省では1988年11月に、同省党委員会の指示により、省規模で重大刑事犯罪および重大経済犯罪に厳しく打撃を加える闘争が行われた⁽¹⁴⁾。刑事犯罪面での主な対象は、強盗、殺人、強姦、爆破、無頼犯罪グループ、管理売春とされた。

そして、この厳打においては以下のようなことが行われたという。まず、裁判の迅速化を図り、高裁の刑事2廷、事務室、研究室、人事処などの人員を最前線に派遣するとともに、あらかじめ合議体を構成した上で、それらを巡回裁判のために地方に派遣した。さらに、重大事件・重要事件について裁判所が事前介入した。また、「重きに」の面では、例えば温州市の中裁および基層裁では177名の厳打対象に判決を言い渡し、うち懲役5年以上の刑を言い渡された者は123名、69.49%であった。さらに、法制宣伝にも力が入れられた。判決宣告大会についていえば、同年1月から10月までに省全体で368回開催されたが、厳打開始後の11、12月の2ヶ月間で129回開催された。

ところで、ここでは共同事務処理や合同事件処理、さらには判決に対する党の審査といった党が裁判を統制する手法が出てこない。しかし、次のような一節から、やはり党が裁判を統制していたことがうかがえる。すなわち、『『準』の字を際立たせる点において（正確さへの配慮を意味する）、1983年の『厳打』第1戦役と比べて大いに進歩した。当初は死刑にしなければならないと一応決定されていた〔初歩決定〕が、裁判所が審理した後、死刑にすべきではない、または死刑にしくともよいと認めた事件については、実事求是を堅持し、法に従い処理した』、と。この一節の意図は、83年厳打と比べて事件処理の「正確さ」が高まったこ

頁、厳厲「厳打的理性審読」『刑事政策検討』245頁。例えば、広東省惠州市では1995年、警察部が指示した売買春打撃、省政法委員会が指示した薬物犯罪打撃および市警察局が指示した「悪勢力」打撃という3つの専項闘争を同時に行い、しかも、末端においては6つの専項闘争が同時期に重なったという（張道華「対“厳打”実践中若干問題的思考」政法学刊1996年3期26頁（CNKI）参照）。⁽¹⁴⁾ 以下の記述については、「浙江省法院“兩打”刑事審判工作座談会」『法院年鑑（1989）』763～765頁を参照した。

とを強調する点にあるのであろう。しかしその一方で、裁判所以外の何者かにより、裁判前に裁判結果があらかじめ決定されていたという事実も露呈している（傍点部）。そしてその「裁判所以外の何者か」が党であることは、83年厳打の歴史が教えてくれるところであろう。

以上のことから、83年厳打終了後、繰り返し様々な規模・範囲で厳打が行われており、非常手段とされた厳打が、日常的なものとなっていることが明らかになったといえよう。

4.2 96年厳打

本節では「1983年の第1回目の厳打以降、全国的に行われた最大規模の集中的打撃行動であり、厳打のさらなる発展の具体的な現れである」⁽¹⁵⁾といわれる1996年に開始された厳打を見る。論述の方針としては、前章のように厳打という現象を網羅的に観察することはせず、そこで浮かび上がらせた83年厳打の諸現象が、96年厳打にも見られるのかどうかに関心をあてる（次節も同じ）。以下ではまず、前章と同じように厳打の決定プロセスを見る（Ⅰ）。次に、96年厳打期の実務において83年厳打と同様の現象が見られるのか、また新たな現象があるのかを探る（Ⅱ）。なお、前章の例でいくと、Ⅱでは法的対応を見ることになるが、実は、この時期、96年厳打のために行われたといえる目立った立法はない⁽¹⁶⁾。それは主に、これまでにすでに「闘争」に必要な立法的措置が講じられ

⁽¹⁵⁾ 孫中国等・前掲注（1）20頁。

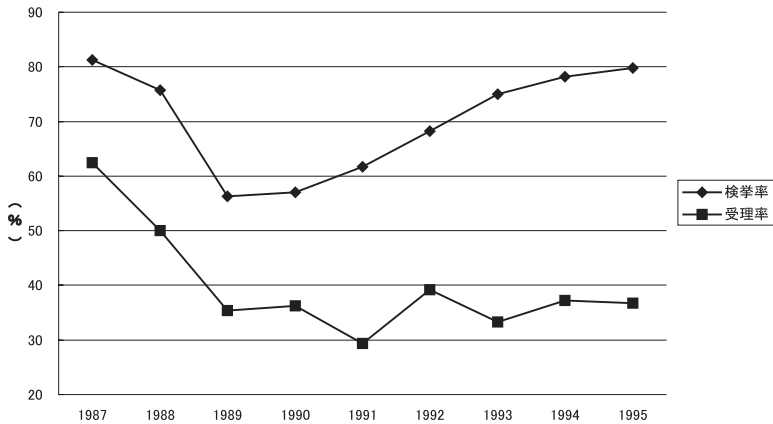
⁽¹⁶⁾ 強いて挙げるとすれば、銃器管理法（全国人大常委1996年7月5日採択、同年10月1日施行）がある。本法が定める犯罪は、自然人および「単位」が許可なく銃器を製造・売買・運搬する行為である（39条）。自然人を主体とするものについては、すでに旧刑法112条および「治安事犯の決定」1条4号に規定があったが、本法では主体が「単位」である場合も犯罪とされた。「単位」とは、「法人」および「非法人」の総称である（趙秉志主編『新刑法教程』（中国人民大学出版社、1997年）120頁参照）。なお、この「単位」犯罪に関する日本の先行研究としては、但見亮による一連の成果がある（「中国の法人犯罪理論と条文上の問題点」早稲田大学大学院法研論集95号（2000年）81頁以下、「中国刑法における『単位』概念の限定化」同誌97号（2001年）99頁以下、「中国における法人の刑事責任と従業員処罰」同誌99号（2001年）107頁以下）。

ていたこと、また1996年に刑訴法典が、1997年に刑法典が改正されたばかりであるということの2つの理由が考えられる⁽¹⁷⁾。

4.2.1 決定プロセス

前章で見たように、右肩上がりで増え続ける犯罪に対して、83年厳打終了後も繰り返し様々な規模・範囲で厳打が行われた。しかし、図4-1から明らかのように、検挙件数は増え続ける立案件数になかなか追いつかず、また1審新受件数はほとんど横ばい状態であった。とりわけ、検挙されても起訴されないということは、多くの事件が刑事的に処理されていないことを意味している。そして、図4-2から明らかのように、1989年以降、実に6割以上の事件が検挙されても起訴されていなかった。

図4-2 検挙・受理率状況図



⁽¹⁷⁾ 例えば、今回の厳打の対象とされた麻薬犯罪については、1990年12月28日に全国人大常委会「麻薬禁止に関する決定」(同日採択・公布・施行)が制定されている。麻薬犯罪に関する旧刑法規定は、麻薬の製造・販売・運搬について最高で懲役15年を定める171条の1ヶ条しかなかった。これに対して、「麻薬禁止に関する決定」1条は、麻薬の密輸・販売・運搬・製造について最高で死刑を定めた。なお、麻薬の密輸については、本決定より前に、全国人大常委会「密輸罪の懲罰に関する補充規定」(1988年1月21日採択・公布・施行)1条が死刑を定めていた。

こうした中、1996年3月28日、中央政治局は会議を開き、中央政法委員会の治安対策に関する報告を聴取した。党中央はこの報告に同意し、1996年4月、中共中央辦公庁が当該報告を転達し、4月から6月までの3ヶ月間、厳打闘争を展開すると決定した⁽¹⁸⁾。1996年5月1日付の『法制日報』によると、最高裁は過日、裁判所系統に通知を發し、「各級裁判所のトップに対して、ハイレベルの政治的責任感をもって自ら『厳打』闘争を指揮し」、また裁判においては「法に従い重きにかつ速やかにの方針を確固不動として堅持し、社会治安に由々しい危害を及ぼす刑事犯を厳しく懲らしめる」よう要求したという。また、1997年に任建新（中共中央書記処書記・中央政法委員会書記・最高裁所長）は96年厳打を振り返り、その成功した経験として、「主には各級党委員会や政府が『厳打』を政治的任務とし、党および政府のトップリーダーが自ら作戦・指揮を執るとともに、政法部門に物質的保障を極力提供した」ことを挙げた⁽¹⁹⁾。96年厳打も政治運動なのである。

そして今回の打撃の重点は殺人、強盗、強姦などの重大暴力犯罪、無頼犯罪、銃器に関わる犯罪、麻薬犯罪、無頼悪勢力犯罪および黒社会的犯罪などの重大刑事犯罪と定められた⁽²⁰⁾。銃器に関わる犯罪および麻薬犯罪が新しく追加されたが、それ以外については83年厳打の対象と大差はない。なお、「無頼悪勢力犯罪」および「黒社会的犯罪」は83年厳打の重点中の重点とされた無頼犯罪グループの発展形である（後述4.3参照）。

96年厳打の発動理由について、任建新は警察部が開催した厳打活動会

(18) 『公安大事要覽』1066頁。なお、中央政法委員会の報告書は「当面の社会治安、社会の安定における際立った問題および活動強化に関する意見」[關於当前社会治安、社会穩定方面的突出問題和加強工作的意見]（筆者未見）である。

(19) 「1997：『厳打』闘争要更深入——中共中央書記処書記、中央政法委書記任建新」瞭望新聞週刊1997年1期（CNKI）7頁。また、最高検も同年5月22日に、檢察系統に対して「今回の『厳打』集中統一行動は党中央の重要な作戦であり、現在の檢察機關の重要な政治的任務であり、さらにしっかりと行い、だらけなようなしなければならない」と通知している（「『厳打』闘争をさらにしっかりと行い、上手く行うことに関する通知」）。

(20) 馬天山・前掲注（7）21頁。

議(4月9日～12日)において、次のように述べる。「今年に入ってから、一部の地方の治安状況が悪く、社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪活動が猖獗を極め、建国後まれに見る特大悪質事件が連続して発生しており、国内外に極めて悪い影響を及ぼしている。黒社会的犯罪グループおよび無頼悪勢力が悪の限りを尽くして横行し、殺人、強盗、窃盗などの重大刑事事件も大幅に増え、売買春、麻薬密売・使用などの社会の醜悪な現象がなお少なくない地方で蔓延し、人民大衆の生命・財産の安全に由々しく危害を及ぼし、社会秩序および社会の安定に由々しく危害を及ぼし、改革・開放および経済建設の順調な進展を阻害し、人民大衆はこれらを忌み嫌い、不満は膨れあがっている。『两会』(全国人大および中国人民政治協商会議を指す)期間中、人大代表、政協委員も多くの批判的意見を寄せ、社会治安の改善に大いに力を入れるよう強く求めた」⁽²¹⁾、と。

具体的な治安状況に目を移すと、1996年1・2月期の重大事件の立案件数は、前年同期比12.6%増であり⁽²²⁾、中でも銃器を使用した犯罪の増加が著しかった。例えば、銃器を使用した強盗事件の立案件数は前年同期比14%であり、また銃器使用の殺人事件の立案件数は前年同期比120%増であった⁽²³⁾。また、「建国後まれに見る特大悪質事件」とは、同年2月2日に李沛瑤(全国人大常委副委員長)が、自宅で自身を護衛中の武警に殺害された事件、および2月8日、6月3日、8月27日に北京で発生した一連の銀行強盗事件である。そして中国の学界では、これらの「特大悪質事件」が96年厳打発動の導火線となったと指摘されている⁽²⁴⁾。

ところで、96年厳打は当初、4月から6月の3ヶ月間と期間が限定さ

(21) 『公安大事要覧』1068頁。

(22) 「“厳打”闘争正在全国範圍内開展——貫徹落實中央維護社会治安指示精神」『法制日報』1996年4月29日。

(23) 「非打不可的“厳打”斗争」記者觀察1996年7期(CNKI)7頁。

(24) 陳興良主編『法治的界面』(法律出版社、2003年)214頁(曲新久報告「厳打的刑事政策」に対する梁根林のコメント)。また、何秉松主編『刑事政策学』(群眾出版社、2002年)250頁は96年厳打の発動と李沛瑤殺害事件の關係性を指摘する(劉仁文「論刑事政策的制定」『刑法学文集(2001)』72頁も同旨)。

れていたが、実際には翌年5月まで断続的に行われた⁽²⁵⁾。まず、6月30日から7月3日にかけて中央政法委員会および中央社会治安综合治理委員会が開催した「全国的に厳打を深く引き続き展開し、社会治安総合対策の末端における基本業務を強化する会議」⁽²⁶⁾において、上半期の厳打を総括するとともに、下半期も引き続き厳打を展開することが決定された。そして、11月18日には、警察部が「全国警察機関の厳打整治『冬季行動』展開に関する電話会議」を開き、同年12月から翌1997年2月まで厳打整治「冬季行動」を展開するよう指示した⁽²⁷⁾。その後、厳打整治「冬季行動」が終息して間もない3月5日に、警察部は「全国警察機関の『春季厳打整治行動』展開の作戦に関する通知」を発し、3月から5月までの3ヶ月間、厳打を行うよう指示した。「春季行動」の重点は、重大暴力犯罪、黒社会的犯罪組織・グループおよび無頼悪勢力、重大事件・重要事件および重大逃走犯、違法銃器・弾薬などとされた⁽²⁸⁾。

4.2.2 96年厳打の現象

96年厳打においてどのようなことが行われたかについては、警察が制作したノンフィクション写真集『中国厳打——全国警方嚴厲打擊刑事犯罪紀実』⁽²⁹⁾が大いに参考になる。以下では、同書を中心に、83年厳打

⁽²⁵⁾ 以下で論じるように、96年厳打は断続的に展開されたため、その期間がどれだけであるかについては中国の学界においても認識が統一されていない。例えば、馬天山は「1996年『厳打』の継続期間については、今のところ定論はなく、実際には大体10～12ヶ月であった」とする（『中国的法治和法治的中国』（中国人民公安大学出版社、2004年）134頁）。

⁽²⁶⁾ 原文は「全国深入持久開展嚴打暨加強社会治安综合治理基層基礎工作會議」。なお、「基本業務」[基礎工作]とは、例えば派出所であれば、「派出所の業務上の任務に関連する一切の基本的な警察業務」を指し、具体的には、戸籍・身分証の管理、治保会等の指導、犯罪の予防などを指す（王進海・羅曉春（江蘇省無錫市警察局崇安區分局）「新形勢下加強城市派出所基礎工作探討」牟君發等・前掲注（4）162～163頁参照）。

⁽²⁷⁾ ここで「整治」とは、総体的に防止するという意味である[整体防治]（蘇惠漁・孫万懷「“嚴打”方針的刑法学思考」法学2002年1期32頁）。

⁽²⁸⁾ 以上については『公安大事要覽』1078～1079、1096～1097、1112頁。

⁽²⁹⁾ 公安部政治部編（群衆出版社、1998年）。

と共通する現象を整理しよう(以下、カッコ内の頁数は同書のそれを指す)。

(1) 党の指揮

96年厳打においても、厳打の指揮を執ったのは党委員会であった。例えば、北京市では4月26日に厳打活動動員作戦会議を開催し、中共中央政治局委員・北京市党委員会書記の尉健行が重要演説を行い、同市党委員会副書記の陳広文が中央の指示の精神を伝え、市党委員会常務委員・政法委員会書記の強衛が具体的な作戦を伝えた(2～3頁)。また上海市でも、市党委員会が4月19日に全市党・政府責任幹部会議を開催し、中共中央政治局委員・上海市党委員会書記の黄菊が厳打の作戦を伝えた(81頁)。

以上は省クラスであるが、下級でも同様であった。例えば、江蘇省や浙江省などでは、各級党委員会・政府の直接指揮の下で厳打が展開された(99、107頁)。

なお、全体的傾向としては、党の指導は政治的指導にとどまり、個別具体的な事件の処理には直接介入しなくなったといわれている。すなわち、「1983年『厳打』闘争は、党委員会の統一的指導の下において、党、政、軍などの関連部門が一斉に加わって『厳打』闘争を展開することを強調していた。そして当時、死刑判決権を県(区)クラスの裁判所に委ね、県(区)クラスの党委員会指導部が事実上、死刑判決を決定することができ、警察・検察・裁判所などの関連部門は共同事務処理を行い、執行主体は多元的であった。1996年および2001年の『厳打』闘争では、党委員会の指導下における司法機関が『厳打』闘争の実施主体となるに発展し、非司法機関は司法権を行使できず、党委員会は政治的指導を行うだけで、具体的な事件処理業務に関与しなかった。……法に従い『厳打』闘争を行う程度がかなり向上したことを意味している」⁽³⁰⁾(カッコ内は原文)と。だが、以下(および次項)で見ると、実際に党による事件処理への干渉がなくなったわけではない。とはいえ、全体的傾向としては、党の直接的な干渉が減少しているのかもしれない⁽³¹⁾。

⁽³⁰⁾ 課題組「“厳打”刑事政策研究」張智輝・謝鵬程主編『中国検察(第4巻)——刑事政策与証拠規則』(中国検察出版社、2004年)78～79頁。

⁽³¹⁾ 鈴木賢の各地の裁判所に対するヒアリング調査によると、裁判に対する党

(2) 大衆の動員

湖北省では4月29日0時に開始された第1戦において、省全体で4万人余りの警察の警察官、2万人余りの党・政府幹部、5万人余りの防犯協力者、1万人余りの武警が動員された(173頁)。また、湖南省では30万人近くの党・政府幹部、政法幹部・警察官、武警、聯防隊員が行動に参加し、昼夜奮戦したという(181頁)。とはいうものの、大衆が検挙活動に動員された事例として本書に記載されているのはこの2件(省)だけであり、大勢としてはこうした現象はかなり減少したものとと思われる。なお、裁判所が被疑者検挙に加わったという記述は管見に及ばない。

また、南京市では派出所の警察官が、大衆の自治組織とパトロールを行った。同書106頁には、南京市警察局淮海路派出所長が、聯防隊員、治防委主任とともにパトロールしている写真が掲載されている。聯防隊の実態的な位置づけとしては、治防委と大きな差はないようである。そして、4月20日から8月末までの統計によると、大衆が3万人以上の被疑者を警察・検察・裁判所に連行したという⁽³²⁾。

このように、83年厳打と同様に、大衆的自治組織および防犯協力者が動員されている。ただし、全体としては、「市民社会の興隆は、厳打の戦役式の政治的動員の社会的基盤を喪失させ、1996年および2001年の厳打戦役から見て、市民の参加する情熱は決して高くはなく、1983年厳打戦役時の情熱および自発的行動を欠(いている)」⁽³³⁾といわれており、83

の干渉について、(吉林省長春市中裁・1993年11月11日)「党委員会が個々の事件にかかわるということは、文革期を除いてほとんどない。この点で外国人には偏見がある。影響の大きい重大事件については自主的に党委員会に報告し、指示を受けることはある」、(天津市高裁・中裁・1994年3月10日)「政法委員会が具体的な事件に介入し、独立を脅かしているということはない」、(山東省済南市歴下区裁判所・同年7月4日)「党の政法委員会が具体的な事件の結論を決定することはない」という答えが返ってきたという。1993、1994年段階では党の介入が「ほとんど」なくなっていたということになる。「ただし、例外的にせよ、何らかの形で具体的な事件に関して党委員会との間でコミュニケーションが図られていることは、確かめられた」(「中国における市場化による『司法』の析出——法院の実態、改革、構想の諸相——」小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』(有信堂、2001年)261頁)。

⁽³²⁾ 『公安大事要覧』1069頁。

⁽³³⁾ 嚴厲・前掲注(13)248頁。

年厳打と比べて大衆の厳打「熱」が低調であったことがうかがえる。

(3) 判決宣告大会など

浙江省嘉興市では、1996年7月3日に5万人あまりの大衆が参加した判決宣告大会が開催された。大会の光景を撮影した写真には、被告人の両後ろに武警が立ち、武警により腕をねじり上げられ、強引におじぎさせられている様子が写されており、この様子について「犯罪者が法による正義の懲罰を受けている」というコメントが付されている(113頁)。

また、麻薬密売の一大ルートである広西チワン族自治区では、1996年6月26日に麻薬撲滅〔禁毒〕大会が開催された。このとき南寧市で主会場および分会場の計7会場を設置したほか、同自治区の14の県・市でも麻薬撲滅大会を開催し、麻薬密売人200名に判決を言い渡し、そのうち59名を死刑、18名を死緩に処した。南寧市の主会場では体育館らしき建物内で、21名の麻薬密売人が判決を言い渡された(213頁)。

このほか、厳打の成果の展示会も広く行われたようである。先述のように96年厳打の重点対象は銃器犯罪であった。そこで、各地では押収した違法銃器の展示会が開催された。例えば、吉林省遼源市では、厳打整治「冬季行動」開始後1ヶ月で、違法銃器1278丁を押収し、市の中心部でそれを展示した(64頁)。また、黒竜江省大慶市でも厳打統一行動により押収した違法銃器などを展示した(79頁)。

また、83年厳打と同じく、96年厳打においても大衆の面前で被疑者に勾留を宣告する勾留宣告大会が行われた。例えば河北省唐山市では、警察局開平分局が「勾留処理大会」を開催した。そこでは被疑者と思われる者が大勢の警察官に囲まれながら、街を連れ回されている(24頁)。

ところで、以上の判決宣告大会、厳打の成果展示会、公開勾留大会などは犯罪者を震撼させ、自首を促す「政治的攻勢」の具体的措置である。この時期、これら以外にも次のような「政治的攻勢」が採られた。それは、警察・検察・裁判所(・司法行政機関)が連名で、犯罪者に対して自首して寛大な処理を勝ち取るよう〔争取從寬處理〕告げるというものである。これは、必ず軽く処罰することを約束するわけではないが⁽³⁴⁾、

(34) 「一般的には……期限内に自立的に司法機関に出頭しさえすれば、一律に

自首しなければ、一律に厳しく処罰することも同時に告げられており、事実上、自首した方が軽くなることになろう。例えば内モンゴル自治区では、嚴打開始後に、1996年6月30日までという期限を付して、期限内に自首して寛大な処理を勝ち取るよう奨励する一方で、罪から逃れようとする者や、この期に及んでなお犯行を重ねようとする者〔頂風作案〕については法に従い一律に厳しく懲らしめると警告した⁽³⁵⁾。また、北京市、天津市、湖南省、河北省、河南省でも96年嚴打開始早々、警察・検察・裁判所・司法行政機関が連名で自首勧告を行った⁽³⁶⁾。裁判所も犯罪制圧のために自首を呼びかけているということは、裁判所が中立公平なジャッジではないことを端的に示しているといえよう。

次は、96年嚴打において、裁判がどのように行われたのかを見よう。以下では、迅速化と重罰化の2つに分けて見ていく。

(4) 迅速化

まず、治安事犯の審理期間（全事件）をまとめた表4-4から明らかのように、嚴打開始の1996年には、1ヶ月以内で結審した事件が前年比9.1ポイント増であり、結審まで1ヶ月以上を要した事件の比率は軒並み減少している。なお、1997年に1ヶ月以内に結審した事件が少ないのは、刑訴法改正による当事者主義化のため、より時間がかかるようになったのではないかと推測される⁽³⁷⁾。

処罰を軽きに従う、または減輕する」という指摘もある（周松一・潘銘軍「關於“自首從寬”的若干法律思考」浙江公安高等專科學校學報2000年6期（CNKI）22頁參照）が、96年嚴打においてこうしたことを約束した自首勧告がなされたことを示す資料は管見に及ばない。

⁽³⁵⁾ 「投案自首才有出路」『人民公安報（CD版）』1996年5月25日。なお、自首の勧告は期限が付されるのが通例であり、北京などでも期限が付されたものと思われる。

⁽³⁶⁾ 天津市については宋平順「在深化嚴打關爭上做文章」『人民公安報（CD版）』1996年6月18日、それ以外については「公安部新聞發言人 就嚴打關爭答記者回」『人民公安報（CD版）』1996年5月11日。

⁽³⁷⁾ とはいえ、この変化はまだ十分に実務に根付いていないという指摘もある（張軍・姜偉・田文昌「控弁審三人談法庭調查」『嚴打法律適用指導』178頁參照）。

表 4-4 治安事犯審理期間状況表

年	1ヶ月以内		1ヶ月半以内		1ヶ月半以上		内期限超過	
	件	%	件	%	件	%	件	%
1993	106066	60.6	59621	34.1	9229	5.3	2938	1.7
1994	123005	61.8	66956	33.7	8966	4.5	2872	1.4
1995	125503	61.9	67262	33.2	10079	5.0	3566	1.8
1996	189331	71.0	68245	25.6	9144	3.4	3653	1.4
1997	27021	15.4	139382	79.4	9040	5.2	2422	1.4

出典：『司法統計資料』の「(各年) 嚴重危害社会治安案件統計表」参照。

また、迅速化の措置としては、83年厳打同様、事前介入が広く用いられたことが挙げられる。例えば広東省佛山市では、「検察院、裁判所は受理した事件を速やかかつ正確に法定手続に則り処理することを保証するために、およそ重大悪質事件が発生すれば、主管指導者が事件を担当する幹部を引き連れて現場に赴き事前介入した。……例えば、佛山市城区で生じた殺人・死体損壊事件について、検察・裁判所の担当者は知らせを受け、すぐさま事前介入し、同市検察院は本件受理後24時間で公訴を提起し、3日後には同市中裁が死刑執行を決定する判決書を発した」⁽³⁸⁾という。これ以外にも、山東省済南市歴東区では4月29日に起きた4人を殺害した特大事件について、市・区2クラスの検察が事前介入し、警察が勾留請求した2時間後に勾留を承認した、また貴陽市中裁では強盗および警察官殺害事件を受理した後、2日間で審理を終え、3日目には被告人に対して死刑の1審判決を下したといった指摘が見られる⁽³⁹⁾。

他方、合同事件処理については、「1983年『厳打』期に生じた『一長代三長』、『合同事件処理』などの現象は基本的になくなったが、実体法を重んじ、手続法を軽んじるなどの観念は依然として存在していた」⁽⁴⁰⁾という指摘がある。83年厳打期と比べて、合同事件処理の現象はかなり減少したようであるが、「基本的になくなった」ということは、裏を返

⁽³⁸⁾ 本刊特約評論員「1996：全国厳打統一行動」時事報告1996年10期（CNKI）10頁。

⁽³⁹⁾ 同上。

⁽⁴⁰⁾ 課題組・前掲注（30）76～77頁。

せば部分的には合同事件処理が行われたということを示すものである。

(5) 重罰化

結論からいうと、96年厳打においても、83年厳打と同じく通常期と比べて「重く」処理された。表4-5は1990年から1997年までにおける治安事犯の刑罰分布状況をまとめたものである。

表4-5 治安事犯刑罰分布表 (1990~1997年)

年	判決発効人員	5年以上		5年未満		拘 役		執行猶予		管 制		刑の免除		無 罪	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
1990	271973	174876	64.3	80998	29.8	2514	0.9	10364	3.8	668	0.2	1875	0.7	444	0.2
1991	244851	150305	61.4	75188	30.7	2081	0.8	14094	5.8	590	0.2	1898	0.8	418	0.2
1992	244820	139599	57.0	79491	32.5	2096	0.9	20317	8.3	508	0.2	1890	0.8	548	0.2
1993	237164	141406	59.6	71439	30.1	1713	0.7	20030	8.4	355	0.1	1524	0.6	384	0.2
1994	276809	167648	60.6	84032	30.4	2165	0.8	20133	7.3	496	0.2	1583	0.6	397	0.1
1995	274914	173180	63.0	77622	28.2	1823	0.7	19174	7.0	429	0.2	1519	0.6	278	0.1
1996	350651	229595	65.5	93066	26.5	2422	0.7	22406	6.4	430	0.1	1806	0.5	298	0.1
1997	273513	169715	62.1	78922	28.9	2445	0.9	19247	7.0	479	0.2	1524	0.6	599	0.2

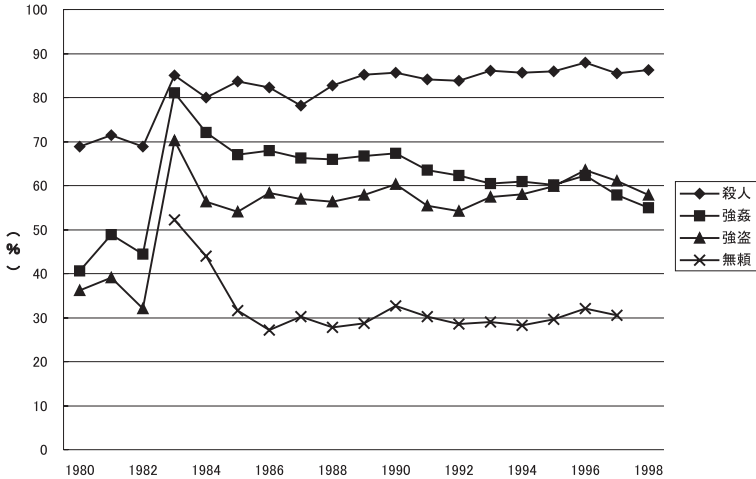
出典：『司法統計資料』の「(各年) 嚴重危害社会治安案件統計表」参照。

*1995年においては、「5年以上」が17318件となっているが、156400件の不足が生じるため、誤植と判断し、173180件で計上した。

本表からは、次の2点を読み取ることができる。ひとつは、1996年に懲役5年以上の刑のシェアが増え、それより軽い刑罰のシェアが減った、つまりそれ以前と比べて重罰が多用されるようになったことである。もうひとつは、しかしながら、重罰化の度合いが、83年厳打よりもはるかに低いことである。このことは、1980年から1998年までの殺人罪、強姦罪、強盗罪、無頼罪の懲役5年以上の刑の比率の推移を表した図4-3から、よりはっきりと読み取ることができる。

このように、96年厳打においても、その程度は83年厳打と比べると明らかに低いが、それでも刑罰は相対的に重くなっているといえよう。とはいえ、本図からはカギとなる「懲役5年以上」の中身が分からない。この点については、甘肅省における警察・国家安全・労働改造部門が捜査した刑事事件の判決発効人員における刑罰分布状況をまとめた表4-6が参考になる。

図 4-3 厳打対象の懲役 5 年以上の刑の比率 (1980~1998年)



出典：1980年から1983年まで、および1998年については、『司法統計資料』の「(各年) 刑事被告人処理情況統計表」を、またそれ以外の年については同書の「(各年) 嚴重危害社会治安案件統計表」を参照した。なお、1984年については、同一項目と思われるデータが「刑事被告人処理情況統計表」と「嚴重危害社会治安案件統計表」で異なるが、ここでは後者のデータを用いた。

* 無罪罪は刑法典改正に際していくつかの罪に分けられたため、1998年のデータはない。

表 4-6 甘肅省における刑罰分布表 (1990~1999年) (単位：人)

年	判決言渡人員	死 刑	死 緩	無期懲役	有期懲役
1990	8957	192	83	183	8159
1991	8200	201	79	166	7398
1994	8977	-	-	305	7980
1995	8005	-	-	216	7392
1996	8629	352	145	286	7592
1998	8267	141	81	139	7075
1999	9724	169	119	217	8374

出典：『甘肅檢察年鑑』(出版社不明) 1990~1991、1994~1996、1998~1999年。

* 1992、1993、1997年のデータ未見のため省略した。

『甘肅檢察年鑑』の1994年版および1995年版には死刑と死緩の項目がないため、96年厳打直前の死刑適用状況は分からない。しかし本表からは、96年厳打開始の年が、1990年代で最も死刑および死緩の適用数が多いことが明らかであろう。

また、「例えば、一部の地方では、集中的厳打においては、価額500元の窃盗罪に勾留を承認するが、日常的な闘争においては、2000元の窃盗でも勾留を認めない。また別の例を挙げると、省高裁スタッフは次のように言う。今回の厳打で各級裁判所は法に従い重きにかつ速やかに犯罪者を処断したが、そのうち約20%の被告人が、『俺たちは厳打前に捕まったのに、お前らは厳打期の政策に基づき重すぎる判決を下した』として上訴を申し立て(た)」⁽⁴¹⁾という指摘もある。前者は通常期であれば治安管理処罰や労働矯正で済んでいたものが、勾留の基準が引き下げられ、もってより多くの者が刑事的処理のルートに乗せられるという意味において、「重きに」のための措置である(労働矯正で処罰された方が刑事的処理よりも重くなることはありうるが)。後者はいうまでもなからう。

このように、裁判段階においても「重きにかつ速やかに」が実践されていることが分かるが、先に指摘したように、その徹底ぶりは83年厳打とは大きな差があった。このことはまた、1996年5月から10月末にかけて江蘇省塩城監獄に収容されている889名の受刑者に対して行われた調査の、次のような結果からもうかがえる。すなわち、「統計によると、1983年厳打においては、収容審査・勾留から労働改造に投入されるまで2ヶ月に至らなかった者が51%を占め、少なくない者が訳の分からないまま収監された。1996年厳打は、氣勢は大きかったが、捕まった者は多くはなく、『厳打』で捕まった後、1983年厳打を連想し、重い判決が下されると思ったが、結果的に判決は重くはなく、厳打を恐れない者すらいる。統計によると、78%の犯人が厳打を全く気にとめておらず、5%の犯人はアンケートで『厳打』は怖くないと答え、犯人の打撃に対する抵抗力が増強されている。しかも、1996年厳打は法に従い事件を処理し、収容審査・勾留から判決の言渡まで一般的に3ヶ月以上かかっており、重きにかつ速やかにを実現できておらず、厳打の威嚇力は大きくはない」⁽⁴²⁾と。確かに統計から見れば、96年厳打を境に裁判が「重きにかつ速やかに」行われていることが分かるが、83年厳打を境目とする「重きにかつ

(41) 李広経「治安形勢与厳打方針」河南公安高等専科学学校学報1996年5期(CNKI)12頁。

(42) 繆鉄「關於塩城監獄“厳打”新収押罪犯情況的調査」犯罪与改造研究1997年5期39～40頁。

速やかに」の変化と比べると、雲泥の差である。

4.2.3 まとめ

96年厳打においても、「党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」という定式を維持できると考える。具体的に照らし合わせると以下ようになる。

まず、今回の厳打においても、政策決定から、政策の具体化、そして政策の実施に至るまで、常に党がその指揮を執っていた。また、有効利用できるリソースも犯罪制圧という目標に向けて総動員された。具体的には以下の6点である。①検挙活動において警察のみならず、党・政府幹部、さらには防犯協力者が動員された。②パトロールにおいて治防委や防犯協力者が動員された。③「速やかに」のために裁判所の事前介入および合同事件処理が行われた（ただし、その現象自体は83年厳打と比べて減少しているといわれている）。④法制宣伝のために公開勾留大会および判決宣告大会が行われた。⑤通常期と比べて裁判が「重きにかつ速やかに」行われた。⑥警察・検察・裁判所・司法行政機関が連名で自首を勧告した。これらのうち、裁判のあり方に関わるものは、③、⑤および⑥であり、この3点は裁判が道具であり続けていることを示していよう。

他方、新たな動向としては、次の4点を挙げることができる。①83年厳打（とりわけ1983、1984年）と比べてそれほど「重きにかつ速やかに」ではなくなった。この点については「現在の『厳打』は過去と比べて理性的になっており、わりあい法治を強調している。『厳打』を理由に被告人を重きに従って処罰する現象は過去と比べて大幅に減少している」⁽⁴³⁾という指摘がある。②裁判官が検挙に参加しなくなった。このことは、裁判官が果たすべき職責が新旧刑訴法所定の裁判活動の枠内に納まるようになったことを意味しよう。③合同事件処理が基本的になくなったという指摘からもうかがえるように、党の裁判への直接的介入が余り見られなくなった。これら3点は、近代法的思考様式が浸透しつつあることを意味していると考えられる。そして最後に、④大衆の厳打離れが進んだことを挙げることができる。

⁽⁴³⁾ 劉守芬・方文軍「罪刑均衡的司法考察」政法論壇2003年2期88頁。

なお、上では共同事務処理、裁判における重罰のノルマ、公開処刑などの現象について言及していない。これは、これらが96年厳打中に行われたという証拠を筆者が握っていないからにすぎない。合同事件処理のように現象自体は減少したと推測されるが、4.3.3で見ると、過去の遺物となったわけではないことに留意されたい。

4.3 01年厳打

本節では2001年から始まった厳打を見る。以下ではまず、01年厳打の開始が決定されるまでのプロセスを辿る(4.3.1)。次に、01年厳打の重点対象のひとつである「黒社会的組織」[黒社会性質の組織]に関する司法解釈および立法解釈を見る(4.3.2)⁽⁴⁴⁾。なお、黒社会的組織とは、組織の発展段階において黒社会組織(マフィア)の一步手前にある犯罪集団と位置づけられている。中国の公式見解⁽⁴⁵⁾によると、中国には黒社会組織はまだ存在せず、黒社会的組織しか存在していないとされており、法文上も区別されている(現行刑法294条参照)。そして最後に、01年厳打期の刑事司法実務において、83年厳打やそれ以降の厳打と同様の現象が見られるのか、また新たな動きがあるのかを探る(4.3.3)(以下の刑法・刑訴法の条文は、それぞれ現行刑法・刑訴法の条文を指す)。

4.3.1 決定プロセス

96年厳打を反映し、1996年の立案件数は1994年以降2000年までで最も低い数値を記録した⁽⁴⁶⁾(表4-7参照)。また、各罪の立案件数も、強盗罪を除き、いずれも1996年に最低値を記録し、検挙率も同年が最高値

⁽⁴⁴⁾ この点については、拙稿「中国における立法解釈活発化の背景——刑法立法解釈を素材として」社会体制と法4号(2003年)87~101頁で検討したことがある。本稿では同論文の該当部分を用いることをあらかじめ断っておく。

⁽⁴⁵⁾ 王漢斌は改正刑法草案を説明する際に「わが国において、顕著で典型的な黒社会犯罪はまだ登場していないが、黒社会の性質を帯びた犯罪集団はすでに出現しており……」と指摘する(「關於《中華人民共和國刑法(修訂草案)》的說明——1997年3月6日在第八屆全國人民代表大會第5次會議上」『刑法立法資料(中)』1835頁)。

⁽⁴⁶⁾ なお、90年代を通していえば、1992年が最も低く、1996年はその次に低い。

表4-7 立案・検挙一覧表(1994~2000年)

年	立案件数	検挙件数	検挙率 (%)	各罪立案件数				
				殺人	傷害	爆破	強盗	窃盗
1994	1660734	129805	78.2	26553	67864	2926	159253	1133682
1995	1691256	1350159	79.8	27362	72280	3059	164478	1133401
1996	1600716	1279091	79.9	25411	68992	2893	151147	1043982
1997	1613629	1172214	72.6	26070	69071	2936	141514	1058110
1998	1986070	1264635	63.7	27670	80862	3226	175116	1296988
1999	2249319	1375109	61.1	27426	92772	3615	198607	1447390
2000	3637307	1644094	45.2	28429	120778	4074	309818	2373696
2001	4457579	1910635	42.9	27501	138100	—	352216	2924512

出典：「各罪立案件数」については『公安大事要覧』各年度末尾のデータ参照。

を記録した。とはいうものの、1997年以降、立案件数が再びプラス成長に転じ、1999年には200万件を突破し、2000年には建国以降初となる300万件の大台に乗った。

こうした状況の下で採られた対策はやはり厳打であった。例えば、2000年には、4月から全国的に「婦女・児童拐取売買への打撃」[打拐] 専項闘争が、また8月からは北京、天津、上海、河北など14の省・直轄市で付加価値税領収書偽造・同販売犯罪に打撃を加える「台風」戦役が行われ⁽⁴⁷⁾、そして12月からは01年厳打の前身ともいえるべき[打黒除恶]（[黒悪勢力] への打撃）専項闘争が展開された。なお、[黒悪勢力]とは、刑法上の概念である「黒社会（的）組織」および政治的チームである⁽⁴⁸⁾「無頼悪勢力」の総称であり、いずれも犯罪グループの発展形と位置づけられている⁽⁴⁹⁾。

⁽⁴⁷⁾ 卒惜茜等・前掲注(7)47頁。なお、王智民等『当前中国農民犯罪研究』（中国人民公安大学出版社、2001年）144頁は、「人身拐取売買犯罪への打撃」専項闘争が1月から7月にかけて展開されたと述べる。

⁽⁴⁸⁾ 趙秉志「“厳打” 中刑法適用若干問題研討」『厳打中の法律与政策適用』77頁、劉炎・劉才光「論“從重” 与刑事事实体公正的關係」『刑法学文集（2001）』359頁。

⁽⁴⁹⁾ 一般的には、犯罪グループ→犯罪集団→黒社会的組織→黒社会組織という発展段階で説明される（例えば、趙秉志・前掲注(16)212~213、677頁、何秉松主編『黒社会犯罪解説』（中国検察出版社、2003年）93~98頁）。そして、

この「打黒除恶」専項闘争は、2000年11月30日に最高裁・最高検・警察部・司法部が「『打黒除恶』専項闘争の展開に関連する問題に関する通知」⁽⁵⁰⁾を発し、各級警察・検察・裁判所・司法行政機関に闘争の全国的展開を指示したことにより口火が切られた。その後、12月11日に警察部が「全国警察機関の『打黒除恶』専項闘争の動員・作戦に関するテレビ電話会議」を開催し、白景富（副警察部長）が警察部党委員会を代表して、同年12月から翌年10月まで行うとされた本闘争の作戦を指示した⁽⁵¹⁾。

ところが、党中央は「打黒除恶」専項闘争の最中の2001年4月2日から3日にかけて全国社会治安活動会議を開催し、次のような現状認識を示した上で、厳打整治闘争を行うことを決定したのであった。すなわち、「現在、刑事事件の総数が上昇し、危害が大きくなっている。爆破、殺人、強盗、拐取、毒物混入、婦女・児童拐取売買などの由々しき犯罪活動が猖獗を極めており、とりわけ一部の地方では黒社会的犯罪グループが横行して好き勝手している。郷、市場、道路をなわばりとするゴロツキなどの無頼悪勢力が害をなしている。押し込み強盗、スリ、自動車窃盗などの多発型事件も減らず、経済領域における犯罪活動も際立っている。ポルノ、賭博、麻薬などの醜悪な現象も何度禁止しても止まず、社会の風紀を汚染している」⁽⁵²⁾と。

他方で、同会議で打ち出された目標は、これまでの「一網打尽」ではなく、「2年間で社会治安を顕著に向上させる」という控え目なものであった⁽⁵³⁾。また「整治」が付け加えられたことについては、「『厳打』

発展段階から見れば、無頼悪勢力は「犯罪集団」と「黒社会的組織」の間に位置づけられる（全国人大常委会法制工作委员会刑法室編『中華人民共和国刑法積義』（法律出版社、1997年）418頁、王智民等・前掲注（47）170～172頁参照）。

⁽⁵⁰⁾ 「關於開展“打黒除恶”専項闘争有關問題的通知」。本通知自体は筆者未見であるが、『公安大事要覽』1375頁にその概要が記載されている。

⁽⁵¹⁾ 以上の経緯については同上。

⁽⁵²⁾ 「全国社会治安工作会議紀要（摘録）」南英主編『“打黒除恶”審判參考』（人民法院出版社、2003年）146頁。

⁽⁵³⁾ この点について、「一網打尽」は実現不可能な目標設定であるため、「『2年間で社会治安を顕著に向上させる』と調整したのかもしれない。このような目標であれば明らかに実現しやすいであろう」という指摘がある（何秉松・前掲注（24）250頁）。

政策がそれと社会政策との結合を強調し始めたことを意味し、また政策決定者が日増しに『嚴打』は犯罪の予防および抑止の前提であるが、犯罪の予防および抑止は『嚴打』のみに頼っては無理であることを認識するようになったことを示す⁽⁵⁴⁾と評されている。先述(4.2.1参照)のように、1996年段階で警察部が計画を立てた嚴打には「整治」が付け加えられており、党中央もようやく犯罪予防・抑止における社会政策の重要性に気づいたということであろう。

今回の嚴打の重点対象は、次の3分野の犯罪とされた。すなわち、①組織犯罪、黒社会的グループ犯罪および無頼悪勢力、②爆破、殺人、強盗、拐取などの重大暴力犯罪、および③窃盗などの大衆の安全に由々しく影響を及ぼす多発型犯罪である⁽⁵⁵⁾。①はまさしく「打黒除恶」専項闘争の対象であり、2001年10月まで行うとされた「打黒除恶」専項闘争は、01年嚴打に吸収された形になる。

そして今回の嚴打は、次の3段階に分けて進められた⁽⁵⁶⁾。第1段階(2001年4月から5月)では、引き続き「打黒除恶」専項闘争を繰り広げると同時に、嚴打整治闘争を速やかに始動するとされた。第2段階(2001年6月から2002年6月)では、全国的に①打黒除恶専項闘争ならびに重大暴力事犯および多発型の財産侵害事犯など、②爆発物・銃器取締り、③市場経済秩序の改善・規範化の活動に積極的に力を入れ、金融、税政および貿易などの領域の経済犯罪への打撃を重点とし、経済犯罪に打撃を加えるという3つの戦線を維持するとされた。第3段階(2002年7月から2002年末)では、治安状況を深く調査し、社会治安の重点問題および治安が依然として悪い地域を発見し、さらに嚴打整治行動を展開した。

最後に、「打黒除恶」専項闘争中に01年嚴打が発動された理由について、劉仁文(中国社会科学院研究員)は次のように指摘する。「警察部は昨年、打黒除恶の専項闘争を行っており、12月末の治安会議の後、それが大規模な嚴打へと変わった。嚴打があると知っていれば、彼らは打黒除恶の

⁽⁵⁴⁾ 曲新久『刑事政策的権力分析』(中国政法大学出版社、2002年)106頁。

⁽⁵⁵⁾ 本書編写組『嚴打闘争与社会治安幹部読本』(中共中央党校出版社、2001年)32頁。

⁽⁵⁶⁾ 何秉松『有組織犯罪研究(第1卷)』(中国法制出版社、2002年)151頁。

専項闘争をする必要がなかった。彼らも厳打については心の準備ができていなかったと思う。当時、石家荘で悪質な爆破事件が起こり、中央指導部の注意を喚起し、大規模な会議（全国社会治安活動会議を指す）が開催され、すぐにこの大規模な厳打を行った⁽⁵⁷⁾と（石家荘の悪質な爆破事件とは、3月16日に靳如超が建物4棟に爆発物を仕掛け、死者108名、負傷者38名を出した「建国後最大」といわれる事件である⁽⁵⁸⁾）。つまり、元々は厳打を行う予定はなかったが、石家荘で建国後最大の爆破事件が起き、中央指導部の注意を喚起したため、01年厳打が行われたというのである。

振り返れば、83年厳打に際しても「二王」事件、ハイジャック、「菜刀隊」といった大事件が、また96年厳打に際しても李沛瑤・全国人大常委副委員長の殺害事件や北京での銀行強盗といった大事件が生じている。人々を震撼させる事件の後に厳打が行われているのである。

なぜこのタイミングで厳打が発動されるのかについては、李川が支配の正当性という見地から鋭く指摘する。曰く、「イデオロギー面において、1949年に中華人民共和国が成立してから、純潔社会の建設は中国人の歴史的衝動となり、半世紀にわたる宣伝を経て、純潔社会は支配イデオロギーの中心的観念となった。純潔社会の観念は執政党、政府、国家の正当性の源のひとつとなっており、執政党、政府、国家は人民を導き純潔社会を打ち立てることにより自らの支配の正当性を獲得し、人民も純潔社会を執政党、政府、国家の活動を評価するメルクマールとしている。こうした状況の下で、刑事事件発生率が上昇し、人民の安心感が低下すれば、純潔社会の観念は衝撃を受け、執政党、政府、国家の正当性が動揺する。執政党、政府、国家はこのとき、イデオロギー面で刑事事件発生率の上昇、人民の安心感の低下の現象に対して対応しなければならない。これらのことを出発点とすると、我々は、厳打とは執政党、政府、国家が現実状況の変化に応じて行う正当化の努力であると見ることがで

⁽⁵⁷⁾ 陳興良・前掲注(24)209頁(曲新久報告「厳打的刑事政策」に対する劉仁文のコメント)。

⁽⁵⁸⁾ 孫軍「《關於審理非法制造、売買、運輸槍支、彈藥、爆炸物等刑事案件具體應用法律若干問題的解釋》的理解與適用」公檢法辦案指南2001年7輯104頁。

きる。この点を見なければ、嚴打の役割が次の点にあることが分らない。すなわち、嚴打により、執政党、政府、国家は自身がなお人民の代表であると主張することができ、また嚴打により執政党、政府、国家は自身が依然として人民を導いて純潔社会を建設しているのだと主張することができる、ということである。またこうしたことを見なければ、嚴打において、何故イデオロギーの担い手である大衆を対象として、世論を形成し、全人民を動員するのかを理解できない。ここでは、嚴打はあからさまなイデオロギー伝播の道具であり、執政党は嚴打により人民の支持を求めている。換言すれば、執政党、政府、国家にとっては、嚴打の展開自体が勝利を意味するのである。執政党、政府、国家の正当性を守ることと比べて、犯罪への打撃における嚴打の長期的役割は、これとは裏腹に副次的なものである⁽⁵⁹⁾と。つまり、党は嚴打を通じて「純潔社会」を追求する（という態度を示す）ことにより「人民の支持」を調達しているのであり、嚴打に短期的な犯罪抑止効果しかなくとも（3.4参照）、それは二義的な意味しか持たない、というのである。

こうした李川の議論に拠れば、嚴打が人々を震撼させる大事件の後に発動されたことが理解できよう。すなわち、大衆に治安の悪化を印象づける大事件が発生すれば、政策決定者は大衆がそれを党と政府の責任と考える、と認識している⁽⁶⁰⁾。つまり、政策決定者にとっては、大事件の発生はその支配の正当性の危機を意味するのである。そこで、正当性を回復することが政策決定者にとって死活問題となる。嚴打はそのための手だてなのである⁽⁶¹⁾。

⁽⁵⁹⁾ 李川「当前嚴打研究中的四個誤区」中国刑事法雜誌2003年2期3頁。

⁽⁶⁰⁾ このことは、治安回復を図らなければ「党および政府の失政」とされるという認識、および83年嚴打に際して鄧小平が示した「刑事事件、悪質事件が大幅に増えており、こうした状況では人心を得られないということだ」という認識などから読み取れよう（それぞれ彭真「關於整頓城市社会治安的幾点意見」『彭真2』199頁、劉復之「“嚴打”就是專政——記小平同志对“嚴打”的戰略決策」『檢察年鑑（1992）』2頁）。

⁽⁶¹⁾ 周剛志・陳旭文「1983年“嚴打”的回顧与反思」李龍主編『新中国法制建設的回顧与反思』（中国社会科学出版社、2004年）247頁も83年嚴打について、「『二王』事件は全国人民の社会治安問題に対する憂慮を引き起こし、かなりの程度

4.3.2 法的対応

黒社会的組織に関連する罪を定めるのは、刑法294条1項である⁽⁶²⁾。同項規定は次のとおりである。

「暴力、脅迫その他の手段をもって、組織的に違法または犯罪活動を行い、覇を唱え、悪事を働き、勢力を頼んで大衆を抑圧し、もしくは殺害し、経済または社会の生活秩序を著しく乱す黒社会的組織を組織し、指導し、またはこれに積極的に参加した者は、3年以上10年以下の有期懲役に処する。その他の参加者は、3年以下の有期懲役、拘役、管制または政治的権利の剥奪に処する」。

同項は黒社会的組織組織・指導・参加罪と呼ばれており⁽⁶³⁾、同罪は、「暴力、脅迫その他の手段をもって、組織的に違法または犯罪活動を行い……」という黒社会的組織を「組織する行為」、「指導する行為」およびこれに「参加する行為」を処罰するものである。では何をもって「黒社会的組織」と認定するのかというと、本条からはよく分からない。

しかも、刑法26条には共犯の特殊形態として「3人以上で共同で犯罪を実施するために結成された比較的固定された犯罪組織」(同条2項⁽⁶⁴⁾)と定義される「犯罪集団」が規定されている。そこで、何をもって犯罪集団の発展形である黒社会的組織を認定するのかは、実務にとって切実な問題となる⁽⁶⁵⁾。こうした状況は、学者にとってはまさに腕の見せ所

において、『厳打』政策の登場を促した」と指摘する。

⁽⁶²⁾ 以下に検討する本罪の司法解釈および立法解釈についての先行研究としては、宇野和夫「中国刑法における『黒社会性質組織』の認定基準問題」比較法学38巻3号(2005年)1頁以下がある。

⁽⁶³⁾ 最高裁「『刑法』施行における罪名確定に関する規定」(1997年12月9日)。

⁽⁶⁴⁾ 「犯罪集団」概念自体は旧刑法にも規定されていたが、これに関する定義規定はなかった。

⁽⁶⁵⁾ ただし、黒社会的組織を組織し、指導し、またはこれに参加することによって行った犯罪については、併合罪とされ、その役割に応じて犯罪集団に関する処罰規定が適用される(黒社会的組織組織・指導・参加罪は必要的共犯であるため、本罪については共犯の特殊形態である犯罪集団の規定は適用されない。趙秉志・前掲注(16)210頁参照)。すなわち、294条3項は「前2項の罪を犯し、かつ、他の犯罪行為を行った者は、併合罪の規定に照らして処罰する」と、また後述する最高裁司法解釈3条1項は、「黒社会的組織を組織し、指導し、ま

であり、様々な主張が繰り広げられた。その主な争点のひとつは、国家勤務人員（日本の「公務員」に相当する）と癒着し、それに組織を保護させていること（いわゆる [保護傘]。以下、「後ろ盾」と呼ぶ）を「黒社会的組織」認定の要件とするか否かであった⁽⁶⁶⁾。

たはこれに参加し、かつ、他の犯罪行為を行った者は、294条3項規定に基づき、併合罪の規定に照らして処罰する。黒社会的組織の組織者または指導者は、その組織し、または指導した黒社会的組織が犯した全ての犯行に照らして処罰する。黒社会的組織の参加者については、それが参加した犯罪に照らして処罰する」と規定する。明示されていないが、後者は「犯罪集団を組織し、または指導する首謀者については、集団が犯した全ての犯罪行為に照らして処罰する」、「3項所定以外の主犯については、それが参加し、または組織し、もしくは指揮した全ての犯罪により処罰する」（26条3、4項）を適用することを意味する（郎勝主編『中華人民共和国新注』（中国法制出版社、2002年）423頁は、傍点部の処罰方法を「刑法総則の関連規定に依拠し（た）ものとする）。実際の裁判例としては、例えば「張畏組織、領導黒社会性質組織案——“黒社会性質的組織”的特徴如何把握」中華人民共和国最高人民法院刑事審判第一庭・第二庭『刑事審判案例』（法律出版社、2002年）492頁以下、「陽建偉等人組織、領導、參加黒社会性質組織案——組織、領導、參加黒社会性質組織罪的認定」張耕総主編『刑事案例訴弁審評——擾乱公共秩序罪』（中国檢察出版社、2005年）170頁以下がある。

なお、宇野和夫は、「一般的犯罪集団と認定されれば、刑法第26条の犯罪集団に関する規定が適用され、黒社会性質組織と認定されれば、刑法第294条が適用される」とする（前掲注(62) 4頁）。これが、黒社会的組織の組織・指導・参加行為のみならず、これらの行為を通じて行った別の犯罪（例えば殺人、傷害など）についても26条が適用されない、すなわち26条と294条が相互排他的に適用されるという意味であるならば、この理解には疑問がある。

⁽⁶⁶⁾ 「後ろ盾」を黒社会的組織の要件とするものとしては、劉尚煜主編『黒社会犯罪与对策』（群衆出版社、1997年）52～53頁、陳興良主編『新旧刑法比較研究——廢・改・立』（中国人民公安大学出版社、1998年）352頁などがあり、そうでないものとしては、蘇惠漁主編『刑法学（修訂版）』（中国政法大学出版社、1997年）709頁、全国人大常委会法制工作委员会刑法室・前掲注(49) 419～420頁、李淳・王尚新主編『中国刑法修訂的背景与適用』（法律出版社、1998年）386頁がある。後2者は刑法典改正作業を担った全国人大常委会法制工作委员会刑法室のスタッフによるものであり、立法者側の立場を反映しているものと考えられる。

そこでまず、「打黒除恶」専項闘争の開始に合わせて、最高裁が司法解釈を出し、この問題の決着を図った。最高裁「黒社会的組織犯罪事件の審理における法律の具体的運用の若干の問題に関する解釈」(2000年12月4日採択、同月10日施行)がそれである。本解釈1条は、『黒社会的組織』は、原則として次の要件に該当しなければならないとし、1号から4号までに4点の要件を挙げた。そして3号で、「賄賂、脅迫などの手段により、国家勤務人員を誘引し、または威迫して黒社会的組織の活動に参加させ、またはこれに不法な保護を提供させたこと」と定め、「後ろ盾」を要件のひとつとした。なお、「原則として」[一般]と規定されているが、最高裁にとってその意味は、「決して黒社会的組織の認定に際して、いずれかの要件を欠いたとしても黒社会的組織犯罪と認定できるということを意味しているのではなく、4つの要件のうちある要件は典型的ではないとか、別の行為方式で現れているかもしれないということを示している」⁽⁶⁷⁾ということらしい。つまり、「後ろ盾」は必須要件なのである。

こうした本司法解釈を趙秉志は、「限定解釈であり、黒社会的組織の要件についてさらに厳格な解釈を採っているが、これはまさしく刑法法定原則の人権保障の基本的精神に吻合するというべきであろう」⁽⁶⁸⁾と人権保障の見地から高く評価する。

しかして、最高裁が「後ろ盾」を要件とした主眼は、どうやらそこにはなかったようである。というのは、最高裁刑事裁判第1廷が2001年12月20日から22日にかけて開催した黒社会的組織犯罪問題シンポジウムにおいて、次のような意見が多数意見となった。すなわち、黒社会的組織が4つの要件に該当しなければならないことを強調する理由は、単に黒社会的組織メンバーが従事した具体的犯罪行為に厳しく打撃を加えるためだけではなく、より主な理由は、「黒社会的組織存立の基盤を根本から取り除くためである」。また、「後ろ盾」要件を堅持しても、「裁判所が具体的事件の審理において黒社会的組織メンバーを重きに従って処罰

⁽⁶⁷⁾ 陳興良・李武青・熊選國「談談黒社会性質組織犯罪」南英・前掲注(52) 274頁。発言者は最高裁刑事1廷副廷長の李武青である。

⁽⁶⁸⁾ 趙秉志・前掲注(48) 71頁。

することを妨げない。犯行が極めて由々しい犯罪者はまた、関係する罪名で死刑判決を下され得るし、よって『敲打』闘争の打撃力に影響するはずはない⁽⁶⁹⁾、と。つまり、「後ろ盾」要件を加えることにより、「後ろ盾」となっている腐敗した官僚を掘り出そうとしたのであり⁽⁷⁰⁾、またそのために本罪が認定できなくても、黒社会的組織の中心メンバーについては、他の罪で死刑を科すことができるため、敲打には支障を来さないと判断したのである。後者については、294条1項が問われるケースにおいて、黒社会的組織の中心メンバーは26条3、4項(本解釈3条1項)により、その組織・指導した犯罪全てについて刑事責任を問われるため、死刑に処すことは可能である場合が多いということである。しかも、294条1項の最高刑は懲役10年であるため、黒社会的組織の中心メンバーに対する処罰結果は変わらない場合がほとんどであると推測される⁽⁷¹⁾。したがって、中心メンバーをどれだけ「重く」できるかという点に限っていえば、実益はない(この点に実益があるのは、26条3、4項の適用がない参加者である)。

こうして最高裁が「後ろ盾」を要件とした結果、実務においては、警察や検察が黒社会的組織と判断した事件が、当該要件を欠くことを理由に、裁判所により黒社会的組織と認定されないという事態が生じた。その典型例は深圳市の李成禄・楊旭勇をリーダーとする犯罪集団の事案で

⁽⁶⁹⁾ 「黒社会性質組織犯罪問題研討会議綜述」南英・前掲注(52)279頁、「黒社会性質組織犯罪問題研討会綜述」刑事審判参考2002年1輯210~211頁。なお後者によると、当該シンポジウムの名称は「一部の高・中級裁判所が黒社会的犯罪事件を審理する際の問題に関するシンポジウム」である。

⁽⁷⁰⁾ このことは「少し手間ひまがかかっても黒社会性質組織と“保護傘”を同時にたたか、それとも手間ひまのかかる“保護傘”摘発はあきらめて黒社会性質組織を短期間にできるだけ数多くたたか、という選択」(宇野・前掲注(62)17頁)において、最高裁が前者を選んだことを意味する。

⁽⁷¹⁾ 刑法69条1項は併合罪の処罰方法について、次のように定める。

「判決言渡前に一人が数個の罪を犯した場合は、死刑および無期懲役を言い渡すときを除き、刑期の総和以下、数個の刑の中で最高の刑期以上において、情状を斟酌し執行する刑期を決定するが、但し、管制は最高で3年を越えてはならず、拘役は最高で1年を越えてはならず、有期懲役は最高で20年を越えてはならない」。

ある。当該犯罪集団は会社を設立し、それを隠れ蓑として一般市民を恐喝したり、さらには何度も警察を襲ったり、交通警察官を取り囲んで殴打したりしていた。本件1審の羅湖区裁判所は、2001年9月13日に判決を下し、李等に黒社会的組織組織・指導・参加罪を認定した。ところが、上記司法解釈下達後の同年12月14日、2審の深圳市中裁は、「後ろ盾」要件を欠くとして、同罪を認定しなかったのである⁽⁷²⁾。そして、何秉松の推計によると、このように「後ろ盾」要件を欠くために同罪が認定されないケースは——どのように算出したかは不明であるが——全体の4分の1ほどあるという⁽⁷³⁾。

そこで最高検は2001年11月、全国人大常委会に次のように報告し、立法解釈により警察および検察と裁判所の解釈の不一致を解決するよう求めた。すなわち、最高裁の司法解釈は「刑法294条の規定を超えて黒社会的組織の認定について要件を加えた。この4要件のうちの第3要件(すなわち「後ろ盾」要件)の規定は、刑法294条の黒社会的組織についての規定の内容を突破しており、このため『嚴打』整治闘争において処理中の黒社会的組織犯罪事件を法に従い追及できなくなり、打撃力不足を招いている」⁽⁷⁴⁾、と。つまり、当該司法解釈は最高裁の権限を越えており、そのために実務において294条1項が適用されず、打撃力不足に陥っているというのである。

これを受けて全国人大常委会は、2002年4月28日、『刑法』294条1項に関する解釈』を採択し、この問題に決着をつけた。すなわち、黒社会的組織の要件のひとつとして、「違法もしくは犯罪活動を実施し、または国家勤務人員の庇護もしくは放任を利用することを通じて、覇を唱え、一定地域内もしくは一定業界内において、不法な支配もしくは大き

⁽⁷²⁾ 王子書「我国黒社会性質組織罪的立法變遷」社会科学家2003年1期(CNKI)65頁。このほかの裁判例として、「劉維銀等組織、領導、參加黒社会性質組織、強迫交易、敲詐勒索、故意傷害、尋衅滋事、聚衆鬧毆案」国家法官学院・中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽(2002年刑事審判案例卷)』(中国人民大学出版社、2003年)355頁以下がある。

⁽⁷³⁾ 何秉松・前掲注(56)227頁。

⁽⁷⁴⁾ 黄太雲「全国人大常委会關於“黒社会性質的組織”和挪用公款“帰個人使用”的立法解釋簡介」人民檢察2002年7期6頁。

な影響力を形成し、経済的・社会生活的秩序を由々しく乱すこと」(4号)を規定し、「後ろ盾」を必須要件ではなく選択的要件としたのであった。

こうして、最高裁の限定的な解釈は、黒社会的組織事件の刑事責任を追及できないという理由から覆されたのである。しかも、先述のように黒社会的組織の中心メンバーについては294条1項を適用する実益がないことが多いため、ここで処罰しようとしているのは、26条3、4項を適用できない、したがって黒社会的組織の中心にはいない者なのであろう。ここでは、より多くの者を、できるだけ重く処罰しようとする検察の、また全国人大常委会の意図を読み取ることができよう。

4.3.3 01年厳打の現象

中国法学会刑法学研究会の年度大会では、2001年および2003年に厳打を大会テーマのひとつとした⁽⁷⁵⁾。それまで実務家を中心に議論されてきた本テーマは、現在では刑事法学界の一大論点となっている。こうした中、学界で発表されている諸論文において指摘されている厳打期に生じた現象は多岐にわたるが、ここでも裁判のあり方に焦点を当てて見ていく。以下では、厳打期に生じた現象を裁判のあり方に直接関わるものとそうでないものとに分け、後者から見ていくことにする。

(1) 党の指揮

01年厳打の指揮を執ったのは、やはり党であった。例えば、福建省では「中央、省党委員会が厳打整治闘争の展開という重要な政策決定・作戦立案を行った後、福建省警察庁は同党委員会の統一的指導の下、迅速に厳打活動に投入され、一定の成果を挙げた」⁽⁷⁶⁾という。また、北京市高裁も、北京市党委員会と最高裁の指導の下、裁判活動を行うように同市各級裁判所に指示した⁽⁷⁷⁾。そして、党の指揮は「政策決定・作戦立案」

⁽⁷⁵⁾ 『刑法学文集(2001)』、『刑法学文集(2003)』。

⁽⁷⁶⁾ 李双其「福建省“厳打”工作調研報告」中国刑事法雑誌2002年2期88頁。

⁽⁷⁷⁾ 「北京市高級人民法院關於北京市法院開展“厳打”整治闘争的意見(節選)」(2001年4月11日)北京市高級人民法院編『首都法院改革与建設規範』(知識産権出版社、2002年)494～495頁。

にとどまらず、具体的な事件処理への指示もある⁽⁷⁸⁾（この点については後述(6)で合同事件処理が行われたことを見る）。

(2) 大衆の動員

江西省では警察の警察官および一部の武警以外にも、郷鎮（農場）・街道辦事処・居委会・村委会の幹部および民兵、防犯協力者が動員されたという⁽⁷⁹⁾。また、浙江省金華市では3万人近い大衆が嚴打の隊列に組織の一員として、または自発的に参加し、被疑者検挙に協力したという⁽⁸⁰⁾。以上の例が示すように、01年嚴打においても、大衆が検挙活動に動員されたが、4.2でも指摘したように、大勢としてはこうした現象は減少している感は否めない。

また、捜査の端緒の提供については、「四川省は嚴打整治の第1段階において、省全体で406万人の大衆が勾留・判決公開大会に参加したが、大衆が直接捕まえて、警察に連行した被疑者はわずか853人であり、大衆が電話や信書で提供した犯罪検挙・認知のための手ごかりはわずか6073件であった。他方、1983年の『嚴打』第1戦役第1戦期間において、四川省において大衆が警察に連行した違法行為・犯罪者は5810人であり、犯罪者の検挙・認知につながる資料・手ごかりは21.6万件以上あった」⁽⁸¹⁾という例が見られる。83年嚴打期における大衆の嚴打参加の積極性と、01年嚴打期におけるそれとを比べると、隔世の感があることは否めない。

そして、こうした大衆の嚴打離れを反映し、違法行為・犯罪を通報した者に対して報奨金を支給する措置も採られた。例えば、警察部が4月22日に出した「重大刑事犯罪活動に法に従い厳しく打撃を加える通告」⁽⁸²⁾

⁽⁷⁸⁾ 例えば、張紹謙「反思刑法“嚴打”方針 維護社会長治久安」鉄道警官高等专科学校学报2002年4期（CNKI）9頁は、党および政府が裁判結果について干渉し、指示を下すことは、「これまでの『嚴打』において暴露されたわかりあい普遍的な問題である」と指摘する。

⁽⁷⁹⁾ 「“嚴打”風雲再起」人民公安（CD版）2001年8期5頁。

⁽⁸⁰⁾ 「群衆成為嚴打整治堅強後盾」『人民公安報（CD版）』2001年4月30日。

⁽⁸¹⁾ 呂卓「対現段階嚴打整治闘争的理性思考」公安研究2001年8期35頁。

⁽⁸²⁾ 公安部法制局編『公安機關執法須知（嚴打整治闘争專輯）』（中国人民公安

(以下、「警察部厳打通告」と呼ぶ)では、具体的金額を定めていないが、通報した内容により報奨金を与えるとする。また、山東省淄博市警察局淄川分局は、爆発物に関する違法行為・犯罪を通報し、それにより治安処罰が科された場合、1名につき300元、強制処分が取られた場合は1名につき500元、調査により爆発物の販売元であったり、爆発物製造施設であったりした場合は、1000元の報奨金を与えるとした⁽⁸³⁾。湖北省でも銃器弾薬・爆発物犯罪について警察に情報を提供した者に対して、500元から5万元の報奨金を与えるとした⁽⁸⁴⁾。経済的インセンティブを与えることにより大衆を動員しようとするのである。大衆路線が大衆側から崩れていっているというところか。

(3) ノルマの設定・蒸し返し・違法現象

01年厳打においてもノルマが課せられた。それは「『厳打』の過程において、ノルマを定め、運動を行い、『厳打』の対象範囲を勝手に広げ、『厳打』の成果を測る基準を『何人捕まえたか、どれだけ重い刑罰を科したか』とする」⁽⁸⁵⁾との指摘が示すように、主に警察・検察に対するものと裁判所に対するものである⁽⁸⁶⁾。

そして、ノルマを達成するために、警察・検察段階において事件の蒸し返しや違法行為が行われた。例えば、「ある末端の警察官は労働矯正ノルマを達成するために、管轄区内の治安処罰を受けたことがあり、現在はオートバイ修理工を営んでいる経営主を再度捕まえて労働矯正に送った。また、ある国境付近の都市の警察官は、麻薬押収(量)のノル

大学出版社、2001年) 127～128頁。なお、83年厳打においても「二王」事件の王氏兄弟に対して報奨金がかけられていた(羅冰「鄧小平遇劫与大逮捕——北行放語」争鳴1983年10月号8頁)が、この時期のように、通報者に対する報奨金支給措置が一般化していたわけではなかったようである。

⁽⁸³⁾ 「淄川治爆 実行“有奖举报”」『人民公安報 (CD版)』2001年5月5日。

⁽⁸⁴⁾ 「湖北群衆踊躍检举犯罪 広東 110信箱接受举报」『人民公安報 (CD版)』2001年4月9日。

⁽⁸⁵⁾ 遊偉・謝錫美「“厳打”政策与予防犯罪」『厳打的理論与実務』251～253頁。

⁽⁸⁶⁾ 天津市人民検察院の許惟尤・雲鳳柏も「人為的に重罰・死刑のノルマを定めるべきではない」と指摘する(「開展“厳打”整治要依法」人民検察2002年4期54頁)。

マを達成できないため、国境で麻薬を入手してノルマを満たした」という⁽⁸⁷⁾。ノルマ達成のために、事件を蒸し返し、法を犯して麻薬を入手しているのである。また、「党・政府指導者が『嚴打』の成果を誇示するために、現実を顧みずに勝手気ままにノルマを課し、任務の負担を重くし、犯罪の法則を顧みずに検挙件数と検挙期限を融通なく定め、一部の末端の司法部門は対応に追われ、警察力の不足、経費の有限性、装備の立ち後れなどの原因も加わり、事件処理において訴訟手続を軽視し、ひいては拷問による自白の強要、証拠の違法収集を行っているところもある」⁽⁸⁸⁾という指摘もある。「法に従い重きにかつ速やかに」のために違法を働くという一見パラドキシカルな現象が生じている。

(4) 公開勾留大会・判決宣告大会・公開処刑

中央政治局委員・中央政法委員会書記の羅幹は4月10日、「各地で公開勾留・判決宣告大会をできるだけ速やかに開催し、黒悪勢力の犯罪者を公開で勾留し、判決を下すことにより、嚴打の氣勢を上げ、嚴打整治闘争全体の幕を上げなければならない」⁽⁸⁹⁾と指示した。嚴打期に判決宣告大会に力を入れるよう指示されるのは毎度のことであるが、ここでは83年嚴打において最高検が禁止した公開勾留大会を羅幹が指示していることを看過してはならない。その背景には、大衆の嚴打離れという現状を改善するために、煽動的法制宣伝に力を入れなければならないという考えがあるのであろう。実際に、4月11日には北京市、上海市、湖北省武漢市、陝西省西安市、黒竜江省ハルビン市、河南省鄭州市で公開勾留大会が行われたという⁽⁹⁰⁾。

⁽⁸⁷⁾ 劉仁文「兩年嚴打：回顧与反思」『刑事政策検討』343頁。

⁽⁸⁸⁾ 陳興良「“嚴打”中如何掌握刑事政策」『嚴打中的法律与政策適用』84頁。

⁽⁸⁹⁾ 「羅幹同志在全国公安機關“打黒除恶”暨嚴打整治闘争電視電話會議上的講話（摘録）」南英・前掲注（52）151～152頁。なお、會議の日時は前掲注（79）による。

⁽⁹⁰⁾ 「各地公捕公判一批犯罪分子」『法制日報』2001年4月12日。このほか、2001年4月15日には、南京市警察局が嚴打整治公開勾留大会を開催し、71名の被疑者に勾留を宣告したという（「打黒除恶”保平安——“嚴打”整治闘争系列述評之二」『人民日報』2001年5月17日）。また、黒竜江省チチハル市でも、公

また、公開処刑も行われた。すなわち、「2001年『嚴打』においては、四川省の人口140万余りの農業大県において死刑を言い渡された犯罪者は10名余りおり、わずか2、3ヶ月で10名余りが大衆の面前で公開処刑され(た)」⁽⁹¹⁾と。また、01年嚴打開始直後の4月11日、陝西省西安市でも、「重大刑事犯罪に厳しく打撃を加え、社会治安秩序を守る」[嚴厲打撃嚴重刑事犯罪、整治社会治安秩序]大会を開催し、87名に勾留を宣告し、10名について法に従い死刑を執行した[依法執行了死刑]という。これも同会上で行われたものと読める⁽⁹²⁾。

次に、この時期の裁判がどのように行われたのかを見ていこう。

(5) 裁判所に対するノルマと裁判の蒸し返し

上の(3)で見たように、この時期、警察にノルマが課され、またそのために事件を蒸し返し、改めて労働矯正を科すといった事態が生じた。実は、01年嚴打においても裁判所にノルマが課されており、また少なくとも最近まで裁判の蒸し返しが行われていたことを示す記述がある。まず、裁判所に対するノルマについては、「『重罰の判決が刑事事件の70%以上なければならない』、『重点打撃の対象は法定刑の中間線以上で判決を下さなければならない』など」⁽⁹³⁾という指摘がある。83年嚴打期に課されたノルマと同じ表現が用いられており、変わらない実務を印象づける。

次に裁判の蒸し返しについては、北京市高裁が01年嚴打開始直後の4月11日に同市各級裁判所に向けて発した、「北京市裁判所が『嚴打』整治鬭争を展開することに関する意見」⁽⁹⁴⁾が次のように指示する。すなわち、「原判決が基本的に正しく、裁判を終えて労働改造機関に移送し執行している受刑者を改めて裁判することを避けるように注意しなければ

開勾留大会・贓物変換大会が29回開催されたという(「齊齊哈爾市“嚴打”深得人心」『法制日報』2001年8月14日)。

⁽⁹¹⁾ 曉祥・秦徳良「“嚴打”中合理控制死刑的思考」『刑法学文集(2001)』462頁。

⁽⁹²⁾ 「各地公捕公判一批犯罪分子」・前掲注(90)。

⁽⁹³⁾ 馮衛国「“嚴打”政策的理性分析」『刑法学文集(2001)』327頁。

⁽⁹⁴⁾ 北京市高級人民法院・前掲注(77)495～496頁。

ならない」と。これは裁判の蒸し返しを禁止する旨の指示であるが、こうした指示が01年厳打に際して発せられたということは、01年厳打以前において（例えば96年厳打や打黒除恶専門闘争）裁判の蒸し返しが行われていたこと、および01年厳打においてもそれが行われる可能性があることを示すものであると考えられる。

(6) 迅速化

01年厳打においても「速やかに」裁判を行うために様々な措置が講じられた。それらは、裁判所の事前介入、共同事務処理、合同事件処理、そして被告人の弁護権の制限である。

まず、裁判所の事前介入については次のような例がある。海南省高裁は厳打プランを策定した後、「省の全裁判所は厳打において特別なことは特別に取りはからい[特事特辦]、重大事件については事前介入し……」と同省の裁判所に指示したという⁽⁹⁵⁾。また、北京市高裁も重大事件について事前介入するよう指示した（上記北京市高裁の意見）。黒竜江省肇州県でも重大事件、ハードケースまたは社会的影響の大きい事件について速やかに審理するために事前介入を行ったという⁽⁹⁶⁾。

次に、96年厳打については行われていたという証拠を掴めなかった共同事務処理も、01年厳打においては行われていた。例えば、四川省では次の3つのセクションからなる「特別ルート」[特別通道]なるものが設置された。すなわち、①犯罪認定[定性]セクション。省警察庁は「打黒辦（公室）」に検察・裁判所のスタッフが参加する「専門家チーム」を設置し、ハードケースを分析し、証拠・訴訟意識を強化し、犯罪認定の正確性を追求し、適切に処理が行われるよう努めた。②審理セクション。黒社会的組織関連の事件においては、検察、裁判所と警察との連携を強化し、速やかに勾留審査および裁判を行った。③労働矯正セクション。労働矯正の手段を十分に活用し、自傷や仮病などで逃れようとした者を逃さなかった⁽⁹⁷⁾。このうち、①および②は共同事務処理に該当す

⁽⁹⁵⁾ 「海南高院制訂厳打方案」『人民法院報』2001年4月10日。

⁽⁹⁶⁾ 「肇州厳打注重社会効果」『人民法院報』2001年10月25日。

⁽⁹⁷⁾ 「“打黒除恶” 旗開得勝 四川創建“特別通道”」『人民公安報（CD版）』2001年1月9日。

るものと考えられる。

他方、合同事件処理については、先述(4.2.2参照)のように96年厳打の時点で「基本的になくなった」といわれていた。だが、それはやはり「基本的に」であって、根絶やしにされたわけではなく、01年厳打においても行われていた。このことは、『法制日報』⁽⁹⁸⁾に掲載された次の記事が明示している。すなわち、吉林省四平市では同市党委員会が適時に警察・検察・裁判所「3長」列席会議を招集し、黒悪勢力に関する犯罪の認定および量刑の基準を統一した。また、「事件処理期間を短縮し、打撃の効果を増強させるために、検察院および裁判所は法に従い事前介入し、警察・検察・裁判所3機関の合同事件処理を実施した。争いのある事件については列席会議を招集して検討の上解決した」、と。また浙江省でも警察・検察・裁判所列席会議を制度化し、厳打中の法律問題を共同で解決することとしたという⁽⁹⁹⁾。このように合同事件処理が行われたことは、2001年の中国法学会刑法学研究会年度大会(10月開催)で「党・政府指導者による具体的事件に対する審査指示が習慣となっている地方もあり、一部の事件の判決には『長官の意思』が入っている。また『政法委員会』が指導して警察・検察・裁判所の合同事件処理を行っている地方もあり、司法活動自体の法則に完全に違背しており、司法機関間の相互制約はすっかりなくなっている」⁽¹⁰⁰⁾と指摘されていることから確認できる。

最後に、「速やかに」裁判を行うために、01年厳打においても被告人の弁護権が制限された。それは次の指摘からうかがえる。すなわち、「一部の地方では厳打期間中、『厳打辦(公室)』を設置し、警察・検察・裁判所・司法行政機関の『協調』が過剰となる一方で、分業・制約が十分に強調されておらず、はなはだしきに至っては『打黒除恶』の事件のように、様々な口実で弁護士の介入を拒絶している」⁽¹⁰¹⁾と。

⁽⁹⁸⁾ 「“厳打” 整治聯合出擊 四平市“三長” 聯席出鉄拳」『法制日報』2001年8月14日。

⁽⁹⁹⁾ 「厳打整治攻勢出潮」『人民公安報(CD版)』2001年4月21日。

⁽¹⁰⁰⁾ 馮衛国・前掲注(93)328頁。

⁽¹⁰¹⁾ 劉仁文・前掲注(87)342頁。

(7) 重罰化

(5)で見たように、01年厳打においても、裁判所に対してより重い刑罰を科すようノルマが課せられた。しかし、以下に見るように、01年厳打においては、厳打期と通常期の「重きに」の差がさほど大きくなく、96年厳打と同様、83年厳打のそれと比べれば、大きな隔たりがある。

全国的に見ると、「2001年4月11日の『厳打』 整治闘争開始後から2002年3月10日までに、1審の社会治安に由らしき危害を及ぼす犯罪事件を21万5015件、35万233人受理し、18万5572件、29万8501人について結審した。この期間において、判決に法的効力が生じた社会治安に由らしき危害を及ぼす犯罪者は計30万5994人であり、そのうち5年以上の有期懲役、無期懲役、死刑を言い渡された者は13万5001人、総数の44.12%であった」⁽¹⁰²⁾という。また、2001年4月から同年末までに判決が発効した治安事犯の内、懲役5年以上の刑を言い渡された者の比率は、45.1%であった⁽¹⁰³⁾。

両者はともに厳打期間中の統計であるが、以下では参考のために、前後数年のデータを示そう。表4-8は、1999年から2004年までの各年において、判決が発効した治安事犯の内、懲役5年以上の刑を言い渡された者の比率をまとめたものである⁽¹⁰⁴⁾（1998年のデータは管見に及ばない）。

そして、以上のデータからは、厳打が始まった2001年において、懲役5年以上の刑を言い渡された者の比率が前年よりも低いという事実が浮

⁽¹⁰²⁾ 姜興長「在全国深入开展“厳打” 整治闘争電視電話会上的讲话（摘録）」
刑事審判要覽2003年1輯5頁。

⁽¹⁰³⁾ 『法律年鑑（2002）』145頁。

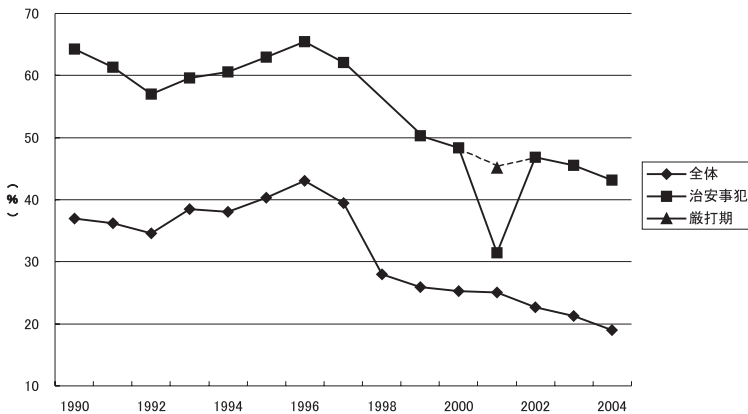
⁽¹⁰⁴⁾ それぞれ『法律年鑑（2000）』122頁、『法律年鑑（2001）』155頁、同上、『法律年鑑（2003）』142頁、『法律年鑑（2004）』119頁、『法律年鑑（2005）』148頁。
なお、ここで「治安事犯」[嚴重危害社会秩序的刑事案件]とされている犯罪が具体的に何であるかは明示されていないが、その内容に違いはないと思われる。また、2001年のデータについては、「殺人、強盗、強姦、銃器関連などの公共の安全および社会治安に直接危害を及ぼす犯罪事件」のものであり、「社会秩序に由らしき危害を及ぼす刑事事件」ないしは「重大刑事犯罪事件」とは表現が異なるが、2002年に行われた最高裁活動報告では「重大刑事犯罪事件」と称して同じデータが出されており、2001年のデータも本稿の称する治安事犯についてのデータであると考えられる（『最高人民法院公報』2002年2期40～41頁参照）。

表 4-8 治安事犯における懲役5年以上の刑の比率

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004
比率 (%)	50.32	48.32	31.38	46.82	45.56	43.09

かび上がってくる。ただし、ここで注意しなければならないのは、治安事犯に限らず、刑事事件全体において、懲役5年以上の刑の比率が低くなっているという傾向があることである。図4-4は、1990年から2004年までの、全刑事事件の発効判決人員における懲役5年以上の刑を言い渡された者の比率と治安事犯におけるその推移を表したものである。

図 4-4 発効判決ベースの懲役5年以上の刑比率状況表 (1990~2003年)



出典：1998年までは『司法統計資料』「(各年) 刑事事件被告人処理情況統計表」を、それ以降は『法律年鑑』(各年度版)を参照した。

* 「厳打期」とは、2001年4月以降同年末までにおける懲役5年以上の刑の比率を指す。

本図が示すように、刑事事件全体の傾向としては、懲役5年以上の刑の比率が下がる一方である。そして、治安事犯についても、2001年に懲役5年以上の刑の比率が激減し(厳打開始前における懲役5年以上の刑の比率は20.9%しかない)、また同年4月以降年末までの厳打期間におけるその比率も、前年よりも低い。1996年を頂点として、以降は治安事犯も含めて軽罰化の流れにあったことが分かる⁽¹⁰⁵⁾。しかし、全刑事事

⁽¹⁰⁵⁾ なぜ軽罰化の傾向が生じたのかは、それだけで大きな論点となろう。なお、

件については、翌2002年にさらに懲役5年以上の刑の比率が下がったのに比し、治安事犯については増加している。01年厳打が軽罰化の流れを——1年だけではあるが——逆転させたと捉えることができる。とはいえ、2002年における治安事犯の懲役5年以上の刑の比率は、01年厳打開始前のそれよりも低く、2003年において曲線は緩やかになったものの、減少傾向を示している。繰り返しになるが、「現在の『厳打』は過去と比べて理性的になっており、わりあい法治を強調している。『厳打』を理由に被告人を重きに従って処罰する現象は過去と比べて大幅に減少している」⁽¹⁰⁶⁾ということなのであろう。

とはいうものの、全く「重きに」が配慮されなかったわけではない。実際、「一部の基層裁判所や関連部門は一貫して厳打事件について『最高刑』を科すよう強調し、法に従い寛大に処断できない事件もある」⁽¹⁰⁷⁾という。最後に、軽きに従うべき事由があるにもかかわらず、厳打のためにそれが認定されなかったと批判されているケースを紹介しておこう⁽¹⁰⁸⁾（以下では、日本刑法学の呼称を模倣して、法定の「重きに従うべき（ことができる）」事由を法定の必要（任意）的従重事由、裁判官の裁量により「軽きに従う」ことを酌量従軽といった具合に呼ぶ。なお、「解説」

実務における軽罰化の要因のひとつとして、馬長山は「1997年に刑法を全面改正したときに、死刑罪名がいくばくか削除され、特に普通の窃盗罪について死刑が廃止されたことにより、刑事司法実務における実際の死刑判決数は大幅に減少した」と指摘する（「調整観念 与時俱进——我国改革开放以來刑事政策的回顧与展望」『刑法学文集（2003）』904頁）。

⁽¹⁰⁶⁾ 劉守芬等・前掲注（43）88頁。また、山東省淄博市中裁が同市全裁判所（基層裁も含む）における2000年から2002年にかけての刑事判決書7000件を対象に、2003年6月から行った調査によると、「2001年厳打以降の刑事判決の状況から見て、形勢のニーズにより『最高刑判決』『頂格判決』を下すことはすでに歴史の遺物となっており、裁判官が形勢という要素を判決に反映させる程度は理性的になりつつある」という（山東省淄博市中級人民法院「關於量刑規範化問題的調研報告」刑事審判要覽2003年6集174頁）。

⁽¹⁰⁷⁾ 「人民法院在嚴打整治中錘鍊隊伍」瞭望新聞週刊2001年33期（CNKI）31頁。

⁽¹⁰⁸⁾ 趙秉志・陰建峰「具有多個從寬情節豈能因“嚴打”便頂格處刑——黃海濤竊盜案」趙秉志主編『刑事法判解研究（第2輯）』（人民法院出版社、2003年）100頁以下。

は中国の論者によるものである。以下、同じ)。

[関連条文]

25条 1項

共同犯罪とは、2人以上が共同でなす故意犯罪を指す。

27条 2項

従犯については処罰を軽きに従って、もしくは減輕し、または処罰を免除しなければならない。

57条 1項

死刑または無期懲役に処された犯罪者については、政治的権利を終身剥奪しなければならない。

64条

犯人が違法に取得したあらゆる財物は、没収し、または追徴しなければならない。被害者の合法的財産については、速やかに返還しなければならない。禁制品および犯罪に用いられた本人の財物は没収しなければならない。没収した財物および罰金は、一律に国庫に上納し、流用し、または勝手に処理してはならない。

264条

公私の財物を窃盗し、比較的巨額に上り、または数度窃盗した者は、3年以下の懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科し、または単科する。巨額に上り、またはその他情状が由々しい者は、3年以上10年以下の懲役に処し、罰金を併科する。特に巨額に上り、またはその他特に情状が由々しい者は、10年以上の有期懲役または無期懲役に処し、罰金または財産没収を併科する。次に掲げる事由に該当する者は、無期懲役または死刑に処し、財産没収を併科する。

(1) 金融機構で窃盗し、特に巨額に上るとき

(2) 貴重な文化財を窃盗し、情状が由々しいとき

[事実の概要]

被告人Xは、A、B、C（別件処理）と事前に共謀し、Aが甲社に勤務していることを利用し、貨物を運ぶ際に、代金を窃取することを決めた。1996年1月22日、Aは他の地域に貨物を運ぶことになり、このことをX等に告げた。X等は路上で待機し、Aが運転するトラックが近づい

たときに、Aは同乗のD、Eが熟睡しているのを見計らい、トラックの速度を落とし、B、Cがトラックの荷台に忍び込み、支払用の現金66万円の入った段ボールを車外に放り出し、Xがそれを拾った。その後、XはB、Cとともに逃げたが、2001年10月17日に捕まった。

〔1審〕（泉州市中裁判決2002年3月25日）

「Xは共同犯罪において共犯者と分業・協力しており、いずれも積極的に参加したと解すべきであり、主犯・従犯を区別することはできない。Xは共同で巨額の財産を窃取し、しかもそれを全て使い果たしており、持主に莫大な損害を与え、重きに従って処罰すべきである」と判示し、刑法264条、25条1項、57条1項、64条に基づきXを窃盗罪で無期懲役、政治的権利の終身剥奪に処した。

〔2審〕（福建省高裁裁定年月日不明）

Xは①本事件の発覚は、Xが広東省三水市警察局張辺派出所で偽造暫定居住証を見つげられたときに、自発的に供述したものであり、自首と認すべきである、②本件においてXは従犯である、③罪を自認しておりその態度は良好である、④初犯であること、の4点を根拠に、軽きに従って処罰すべきであるとし、上訴した。

これに対して2審は、1審と同様の判断を示し、上訴棄却、原判決維持の裁定を下した。

〔解説〕

裁判所は被告人Xに酌量従重事由があると認定したが、被告人にはさらに自首、従犯、初犯、偶発犯、罪状自認などの多くの寛大に処罰する情状が見られ、しかも、自首は任意的従軽事由であり、従犯は必要的従軽事由であり、それらの効力は酌量事由よりも優先する。さらに重要なことは、厳しくする情状と寛大にする情状がともに存在する場合には、事件全体を先に厳しく、その後に寛大にするという順序で複数の情状を考慮しなければならない、ということである。しかし、1審判決は厳しくはしたが、そこから寛大な方向に修正していない。これは刑法の基本理論および実務の経験に反する。窃盗罪が当時行なわれていた厳打の重点打撃対象であったため、1審裁判所は上述の寛大にする情状を一切考慮せず、厳打の重きに従う刑事政策に則り、被告人Xに同罪最高刑の無期懲役、政治的権利の終身剥奪を科したのである。

〔コメント〕

1 審判決が引用する刑法25条1項、57条1項、64条は、従軽事由とは全く関係ない規定であり、従軽事由が全く考慮されていない。また、1 審判決は「重きに従って処罰すべきである」とするが、これに関する法的根拠は何ら示していない。解説者が「酌量従重事由があると認定した」というのはこのことであり、「重きに従う」根拠は法ではなく、厳打である。

解説者によると、本件被告人Xについては、必要的従軽事由である従犯、任意的従軽事由である自首などを認定すべきにもかかわらず、厳打であるという理由のために、これらが認定されなかった事案である。しかも、解説者によると、「その証拠は相互に矛盾し、決して確実かつ十分とはいえない」という。こうした判決であっても、厳打期には是認されるのである。

(8) 「2つの基本」

表4-9 「2つの基本」と刑訴法162条1号

刑訴法162条1号	彭真発言
事件の事実	犯罪の基本的事実
証拠が確実	確実な基本的証拠
証拠が十分	なし

80年代初頭に打ち出された「2つの基本」は、それ以降の厳打において守るべき原則となっていた。01年厳打も例外ではない。

旧刑訴法においては有罪認定の基準について規定はなかったが、現行刑訴法162条1号はそれを「事件の事実が明らかで、証拠が確実かつ十分で、法律に基づき被告人を有罪と認定するときは、有罪判決を下さなければならない」と定める。本号規定と彭真発言を比較したのが、表4-9である。同表から読み取れるように、やはり「2つの基本」は刑訴法所定の有罪認定の基準を引き下げているといえよう。

そして、83年厳打についても指摘したが、厳打期に「2つの基本」によりもたらされる実際の問題は、安易な事実認定ないしは証拠採用による誤判である。最高裁もこのことを意識しており、厳打開始後、2001年11月13日「江蘇省徐州市中級人民裁判所がしっかりとチェックして冤罪

事件の発生を防止したことに関する状況」を、また2002年には「『嚴打』事件の質を適切に保障することに関する状況通達」とともに裁判例3件を下達し、事件の「質」に注意するよう指示した⁽¹⁰⁹⁾。以下では、後者の1例である海南省で行われた強盗事件の審理の顛末を見る⁽¹¹⁰⁾。

〔事案の経緯〕

1999年5月25日、甲地で殺人事件が発生したが、長らく検挙されていなかった。2000年10月、Xが当該事件の犯人であるとの通報があり、警察はすぐにXを逮捕・勾留した。取調べにおいてXは犯罪事実を供述した。しかし、検察が公訴を提起した後、Xは供述を翻し、取調べ時の供述は拷問によるものであると主張した。

〔1審〕（海南中裁判決2001年5月。日付不明）

1審が採用した証拠は、X取調べ時の録画映像、犯行現場における検証時の録画映像、証人の証言、警察による現場検証調書、鑑定結果および取調べ時のXの供述調書である。そして1審は、これらに基づき、「1999年5月25日7時頃、Xは鉄筋および包丁を持ち、被害者A宅に侵入し、Aの寝室で物色しているときに、Aが目を覚まし大声で叫んだため、鉄筋でAの頭部を殴打し死亡させた。その後、Xは現金1000元を見つけ、強取して逃亡した」と事実を認定し、Xの所為は強盗罪を構成するとし、死刑の判決を下した。

〔2審〕（海南省高裁裁定2001年11月27日）

1審判決後、Xは強盗殺人行為を行っておらず、当時、B、C、Dと一緒にいたこと、および従来の供述は警察の誘導尋問によるもので、供述後ねつ造されたことの2点を理由に無罪を主張し、上訴した。

2審は、「原判決が認定した有罪証拠は検証に耐えられず、しかも本件の間接証拠は十分な証拠構造を形成しえず、多くの疑問がある」として、以下の7点の問題を指摘した。

⁽¹⁰⁹⁾ 「關於切實保障“嚴打”案件質量的情況通報」刑事審判要覽2003年2輯61頁以下。なお、本通達が具体的にいつ下達されたかは分からない。

⁽¹¹⁰⁾ 「海南省高級人民法院關於被告人劉榮彬搶劫一案的審理情況報告」同上62～65頁。

- ① Xは当時B、C、Dと一緒にいたと供述しているが、警察、検察が提出した証拠の中にはB、C、Dの証言がなく、Xが現場にいなかったか否か、およびXが犯行を行う時間があったか否かの証拠を十分に収集していない。
- ② Xが供述した犯行時刻と、被害者の家族が供述した犯行時刻が一致しない。
- ③ Xが使用したとされる「鉄筋」および「包丁」の出所および現在の行方がはっきりしない。
- ④ 現場検証調書によると、現場の鉄の門および隠し錠にこじ開けた跡ははっきりと残っておらず、また警察もA宅でXの指紋および足跡を採取しておらず、Xが現場にいたことを証明できていない。
- ⑤ 現場検証調書および写真によると、現場には白色の半袖シャツが残されており、大量の血痕が付着しているが、当該シャツが誰のものか、なぜ大量の血痕が付着しているのかについて、警察は鑑定もしておらず、また説明してもいない。
- ⑥ Xの有罪供述は前後矛盾しており、しかもいくつかの点は常識に合致しない。例えば、Xが犯行前にA宅に行ったことがあるかについて供述は定まっておらず、またXは財産目的でA宅に侵入したにもかかわらず、AがXに金のイヤリングを渡そうとして、Xがこれを拒んだことなどである。
- ⑦ 事件後1年以上経ち、通報者がいたため検挙できた。検挙過程が都合良すぎる。

その上で、2審は「原判決が認定した有罪証拠は主にX本人の供述であるが、その供述は前後矛盾しており、いくつかの点は常識に合わず、しかもXの供述は罪状否認から有罪の供述へと、さらには全ての供述を否定するといった変遷を遂げている。本件証拠には多くの疑問があり、事実は明らかではなく、証拠も不確実である。原判決を破棄し、差し戻すべきとの意見で一致した」との判断を下した後、裁判委員会の同意を得て、事実が明らかではなく、証拠が不足していることを理由に、原判決破棄、差し戻しの裁定を下した。

[コメント]

本件2審が指摘したように、1審の事実認定には問題が山積している

といえよう。2審の指摘からは、有罪を立証するためには当然あってし
 かるべきと思われる証拠すら欠けていることがうかがえる。例えば、①
 Xが現場にいたか否か、またXに犯行を行う時間があったのか否か、②
 XとA家族がそれぞれ供述した犯行時刻が一致していないこと、④Xが
 現場にいたことを証明できていないことなどである。こうした基本的な
 証拠すら固まっていないにもかかわらず、1審は死刑判決を下したので
 ある。最高裁がこうした裁判例を下達して、下級裁判所に「証拠を重ん
 じ(る)」よう注意を喚起するのも無理なかるう。

なお、本件は死刑判決の可能性のある事件であったため、高裁が2審
 となり、2審で1審のずさんな証拠採用による事実認定が覆された。し
 かし、実際には80%以上の事件の1審が基層裁であるといわれている⁽¹¹¹⁾。
 この場合、2審は当然に中裁である。8割以上の事件が上述のような事
 実認定を行う中裁にて刑事手続が終了するのである。その中にはこうし
 た事件が少なからず含まれていることが予想できよう。また、最後の⑦
 からは、2審がでっち上げを疑っているようにも読める。

(9) 自首の勧告

刑法典改正により自首の要件効果が変わったため、ここでまず説明し
 ておこう。自首について刑法67条は次のように定める。

「犯罪後に自ら出頭し、自己の犯行をありのまま供述することは、自
 首である。自首した犯罪者については、処罰を軽きに従って、または減
 軽することができる。そのうち、犯罪がわりあい軽微な者は、処罰を免
 除することができる。

強制処分を採られた被疑者、被告人およびまさに服役している受刑者
 が、司法機関がなお把握していない本人のその他の犯行をありのままに
 供述したときは、自首をもって論ずる」。

本条所定の自首の要件と、84年自首回答(3.3.5参照)の要件とを比
 較すると、1項は84年自首回答が定める①および②⁽¹¹²⁾を要件とする自

⁽¹¹¹⁾ 張文・陳瑞華・苗生明主編『中国刑事司法制度与改革研究』(人民法院出
 版社、2000年)117頁。

⁽¹¹²⁾ 84年自首回答の①は、「犯罪事実または犯罪者が誰であるかを警察・検察・

表4-10 新旧刑法における自首の法的効果対照表

事由	旧刑法	現行刑法
特記事項なし	任意的従軽	任意的従軽・減輕
犯罪がわりあい輕微	任意的減輕・免除	任意的免除
犯罪がわりあい由々しいが立功あり	任意的減輕・免除	規定なし

首を、また2項では②を要件とする自首が定められている。なお、ここで「司法機関」とは警察・検察・裁判所を指す。また、自首の法的効果は、旧刑法よりも自首した者にとって有利になっている(表4-10参照)。

次に、自首勧告の具体例を示そう。例えば湖南省では、嚴打開始後すぐに省クラス警察・検察・裁判所・司法行政機関が連名で9月30日までに、黒悪勢力に対して自首するよう勧告し⁽¹¹³⁾、8月にはまた省クラス警察・検察・裁判所・司法行政機関が銃器・爆発物関連犯に対して10月31日までに自首するよう勧告し⁽¹¹⁴⁾、ともに期間内に自首した者については、刑法67条に従い「処罰を軽きに従って、または減輕することができる」とした。また、福建省アモイ市でも警察・検察・裁判所が連名で5月21日までに自首するよう勧告した⁽¹¹⁵⁾。

他方、広東省では4月11日に警察庁が自首を勧告する通告を出し、6月1日までに自首した者については、「法に従い処罰を軽きに従い、または減輕する。そのうち犯罪がわりあい輕微な者は処罰を免除することができる。他人の犯罪行為を申告・告発するなどの功績がある者は、法に従い処罰を減輕し、または免除する。およそ規定期限内に自首を拒み、または引き続き犯行を重ねる者については、警察は断固として取り締ま

裁判所に察知される前、または質問され、もしくは強制処分を採られる前に、これらに自主的に出頭すること」を、②は「犯行をありのままに供述すること」を指す(3.3.5参照)。

(113) 「四家聯合發《通告》形成嚴打高壓勢態」『人民法院報』2001年4月9日。なお、期限内に自首した場合と期限後に自首した場合に違いが生じるのかは不明である。以下の事例についても同様である。

(114) 「湖南公檢法司聯合發出通告 敦促涉槍涉爆犯罪投案自首」『人民法院報』2001年8月30日。

(115) 「集中公判揚法威陣陣掌聲彰民意」『人民法院報』2001年4月25日。

り、法に従い重きに従って懲らしめる」⁽¹¹⁶⁾と呼びかけた。ここでは、本来ならば任意的従軽・減軽事由である通常の自首でも、期限内であれば「法に従い処罰を軽きに従い、または減軽する」とされていることを看過してはならない。「法に従い」といいながら、当の刑法には書かれていないことを約束しているのである。

また、「功績を挙げた者」（いわゆる [立功]）についても処罰の減軽・免除が約束されている。立功について刑法68条は、自首した者が大きな功績を挙げたときは必要的減軽・免除とするが、通常の立功は任意的従軽・減軽事由と、また大きな功績を挙げた者（[立大功]）については任意的減軽・免除事由とする。この点、本通告のいう「功績を挙げた者」を「自首し、かつ、功績を挙げた者」と善解することは可能である。しかし、そうであったとしても、刑法に抵触している。その理由は以下のとおりである。すなわち、当然に処罰が減軽・免除されるのは、特別に規定されている「自首し、かつ、大きな功績を挙げた者」である。他方、特別規定のない「自首し、かつ、功績を挙げた者」については、自首と立功という任意的従軽・減軽事由が2個あるにすぎない。したがって、後者についてまで必要的に処罰を減軽・免除することは、刑法67、68条に反する。

ところが、警察によるこうした約束は、広東省警察庁だけにとどまらない。同年4月22日の警察部厳打通告は犯罪者に対して次のように警告する。犯罪者は同年9月30日までに自首せよ。①期限内に自首した者は法に従い処罰を軽きに従い、または減軽し、そのうち②犯罪がわりあい軽微な者、または③大きな功績を挙げた者はより寛大に処理する。期限内に自首しない者および犯行を継続する者は、法に従い重きに従って処罰する、と（丸数字は説明のために筆者が付した）。①については上の広東省警察庁の通告と同じことがいえる。②および③にかかる「寛大に処理する」[従寛処理]は刑法上、軽きに従う、減軽、免除のことであり、したがって、必要的減軽・免除事由である③の自首した者が大きな功績を挙げた場合には——警察部が約束したことはさておき——刑法規定

⁽¹¹⁶⁾ 「河南開通社会治安拳報信箱 広東敦促違法人員投案自首」『人民公安報 (CD版)』2001年4月17日。

に妥当する。しかし、②の自首した者の犯罪がわりあい軽微な場合は、任意的従軽・減輕・免除事由であり（刑法67条1項）、これも①と同様に広東省警察庁の通告と同じことがいえる。

そして何よりも見落としとしてはならないことは、自首や立功の成否、軽きに従うのか減輕するのか、さらには免除するのかなど、いずれも裁判により認定される事項であるにもかかわらず、警察が約束している点である。この点、4.2.2で検討した96年厳打期の自首勧告とは質的に異なる⁽¹¹⁷⁾。そこでは、自首することにより寛大な処理を勝ち取るよう勧告したにすぎず、その結果がどうなるかについては約束していない（暗黙の了解があるのであろうが）。しかし、上に挙げた警察部および広東省警察庁の自首勧告は、裁判で決すべき事項を裁判前に約束しているのである。しかも、刑法に違反する内容をである。裁判の結果を警察が約束するということは、とりもなおさず——事前に裁判所や検察と協議した上であろうが——警察が裁判における法的決定プロセスに口出しできるということを意味している。

4.3.4 まとめ

01年厳打においても、「党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」という定式を維持できると考える。

今回の厳打においても、政策決定から、政策の具体化、そして政策の実施に至るまで、常に党がその指揮を執った。

そして、「有効利用できるリソースの総動員」については、以下のよう考えられる。

まず、刑事司法の担い手については、01年厳打においても厳打の氣勢を作り出すために、大衆の自治組織や防犯協力者が動員され、また一般大衆に対しても違法行為・犯罪者を連行したり、告発したりするよう呼びかけた。

次に、法についてである。最高裁は黒社会的組織の黒幕である「後ろ

⁽¹¹⁷⁾ とはいえ、96年厳打期においても同様の自首勧告がなされていたと推測されるが、確固たる証拠がないため、ここでは触れない。

盾」もまとめて処罰するために、黒社会的組織の要件を限定的に解した。そしてその結果、01年厳打の重点対象である黒社会的組織組織・指導・参加罪（294条1項）が認定されないという事態が生じることは最高裁も認識していた。とはいえ、最高裁としては、黒社会的組織の中心メンバーは294条1項を待たずとも、26条の集団犯罪の規定に基づき、重罰に処することが可能であるという判断から、それもやむなしという立場に立った。しかし最高検は、26条を適用できない中心メンバー以外についても、より重い刑罰を科さなければならないという判断から、不当な縮小解釈であると全国人大常委会に直訴した。結果、全国人大常委会は検察の意見に与したのであった。ここでの司法解釈および立法解釈は、厳打対象をより重く処罰するという点で共通する。両者の差異は、黒幕をもまとめて重罰に処そうとしたのか、それとも挙証の負担が重い黒幕はとりあえず置いておき、黒社会的組織に加わったメンバーを均しく重罰に処そうとしたかにすぎない。この意味で、最高裁の司法解釈において、条文が不明確であるから限定的に解さなければならないという近代法的発想は乏しい。両者ともにどのようにしてより多くの者を、より重く処罰するか、という合目的性に支配されているといえよう。

また、法実務においても「重きにかつ速やかに」を実現するために、合目的性に依拠した様々な手段が講じられた。すなわち、①警察にノルマが課されこと、②そしてそのために麻薬を入手するという違法行為、そして、拷問による自白の強要や証拠の違法収集が行われたこと、③また蒸し返しによる労働矯正、④公開処刑および公開勾留大会が行われたことである。

最後に、裁判についてである。裁判でも「重きにかつ速やかに」という政策目的の実現のために、法を軽視した様々な手段が講じられた。すなわち、①厳打開始とともに軽罰化の流れが逆転し、また個別具体的事件においては厳打のために法定の刑罰減免事由が無視されたこと、②「重きに」のために裁判にノルマが課されたこと、③「速やかに」のために「2つの基本」が提唱され、事実および証拠の認定がずさんになったこと、④「速やかに」のために刑事手続の枠組みを破壊する事前介入、共同事務処理および合同事件処理が行われたこと、⑤公・検・司と合同で自首を勧告したことである。とりわけ⑤については、広東省警察庁およ

び警察部が単独で自首を呼びかけた際に、自首すれば処罰を軽きに従い、または減軽すると約束したことを看過してはならない。警察が裁判結果まで約束しているのである。しかも、刑法規定とは異なる約束をである。このことは端的に犯罪制圧のために裁判が道具とされていることを示している。

他方で、01年厳打においても、96年厳打と同様に、近代法的思考様式が浸透しつつあることを示す現象が見られる。この点については、4.2.3で指摘したことに加え、さらに次の2点を指摘することができる。ひとつは、厳打による「重きに」が、96年厳打よりもさらにそれほど「重きに」ではなくなった。もうひとつは、「我々の初期の実務において、法を突破した地方があったが、後になれば、厳打において直接的な違法現象はかなり減った。しかし、法があっても従わない [有法不依] の現象がなお存在している」⁽¹¹⁸⁾という指摘が示すように、これまで見てきた違法現象はかなり減少したものと推測されることである。筆者が資料を調べているときにも、同様の印象を持った。なぜなら、後になればなるほど、例えば共同事務処理、合同事件処理、公開処刑などの上に挙げた違法現象を探すのが困難になったからである。とはいうものの、「法があっても従わない」現象がなお存在しているという点を忘れてはならない。

このように、01年厳打においても裁判が道具であったことが確認できる。しかしその一方で、近代法的思考様式の浸透が96年厳打時点と比べてさらに進展していることも確かである。

4.4 章結

以上、前章および本章で検討してきたように、83年厳打およびそれ以降の厳打は、いずれも「党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」という定式にあてはまる。つまり、裁判はこの間、一貫して道具とされてきたのである⁽¹¹⁹⁾。

⁽¹¹⁸⁾ 曲新久「厳打的刑事政策分析」『刑事政策検討』16頁。

⁽¹¹⁹⁾ 「多かれ少なかれある種の正統性を賦与された法の本質および価値に関する法学理論として、法道具主義の正当性、合理性は度重なる学界の挑戦を受

3度にわたる全国的な厳打が、中央の政策決定者を震撼させる事件の後に行われていることを、とりわけ01年厳打が警察部の「打黒除恶」専項闘争の期間中に発動されたことを考えると、裁判を含む「政法業務」が権力の意のままに操られていることは明白である。裁判が権力の設定した目標を実現すべき道具であるから、厳打が可能なのである。

しかしその一方で、近代法的思考様式が浸透しつつある。中国の論者が指摘するように、96年厳打および01年厳打においては、83年厳打と比べて、法が定める刑事手続に近づいている。裁判官が被疑者の検挙に動かなくなったこと、厳打だからといってそれほど「重きにかつ速やかに」ではなくなったことは、象徴的な変化である。

さて、ここで視点を過去へと向けると、新たな発見がある。それは、「党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」が、実は1979年以降83年厳打以前においても行われていたことである。

2章では詳論しなかったが、この時期の立法および法実務においては、厳打期と同様の現象が散見されるのである。まず、立法においては、全国人大常委会が全国人大の制定した「法律」を改正した。これらの立法は全国人大常委会の立法権限を踰越している点で違憲と考えられる。具体的には、刑法の累犯規定を骨抜きにする再犯制度を創設し、また労働矯正被処分者をも再犯の対象とすることにより労働矯正を実質的に刑罰化した「両勞の決定」（1981年）、ならびに旧刑法・刑訴法が最高裁の専権事項と定める死刑の許可を、最高裁が高裁に授権できるとした、いわゆる「全国人民代表大会常務委員会〔80〕人大常会字第10号通知」（1980年）および「死刑許可決定」（1981年）である。政策目的の実現に適さない法律は、そのためだけに違憲をも厭わず改正されたのである。

次に、法実務においては、「重きにかつ速やかに」が提起されたことを挙げねばならない。この段階ですでに裁判が目的を達成するための手段と

けはしたものの、その支配的地位は、我々の法制的現実において決して根本的に揺るいでいないようである」という指摘も、このことを示している（梁根林「“刀把子”、“大憲章”抑或“天平”？——刑法價值的追問、批判与重塑」中外法学2002年3期333～334頁）。

みなされていたのである。また、大衆的自治組織や民兵の動員、共同事務処理、「2つの基本」、判決宣告大会などの現象も、厳打に先駆けて生じていた。このほか、2章では紹介しなかったが公開処刑も行われた⁽¹²⁰⁾。

このように、この時期の犯罪対策およびその実践においては、厳打期と同様の現象が生じており、いうなれば、「厳打」は1979年以降、一貫して行われてきたことになる。ただ1979年以降83年厳打以前においては、犯罪制圧の手段として、「重きにかつ速やかに」よりも社会治安総合対策の「教育」面が強調されたにすぎない。

それでは、裁判が道具となるのは厳打といった特定の期間に限るのであろうか。答えは否である。実際、裁判は何も厳打期だけ道具となるわけではない。以下では、全国の注目の的となった、ある管理売春事件⁽¹²¹⁾が結審するに至るまでの顛末を見てみよう⁽¹²²⁾（以下の丸数字は筆者が

⁽¹²⁰⁾ 党学遷「不応組織中小学生困観死刑執行現場」法学雑誌1982年2期49頁では、「犯罪者に対する死刑を執行するに際して、意識的に大衆を組織して野次馬見物させている地方があり、はなはだしきに至っては、小学生、中学生、高校生に見物させているところもある」との指摘がある。

⁽¹²¹⁾ 管理売春罪を定めるのは刑法358条である。

「他人を組織し売春させ、または他人を脅迫し売春させた者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。以下に掲げる事由のひとつに該当する者は、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、罰金または財産没収を併科する。

- ① 他人を組織し売春させ、情状が由々しいとき
- ② 14才未満の女兒を脅迫し売春させたとき
- ③ 多数の者を脅迫し売春させ、または他人を何度も脅迫し売春させたとき
- ④ 強姦後に脅迫し売春させたとき
- ⑤ 売春を脅迫された者に重傷、死亡またはその他の由々しき結果が生じたとき

前項に掲げる事由のひとつに該当し、情状が特に由々しい者は、無期徒刑または死刑に処し、財産没収を併科する。

他人を組織し売春させることに協力した者は、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が由々しい者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する」。

⁽¹²²⁾ 以下については、①「定性一波三折凸頭法律盲点」『人民法院報』2004年2月7日、②「南京“同性売淫”案引起各方關注」『法制日報』2004年2月11日、③「在倫理与法律的辺縁“遊蕩”——李寧組織同性売淫紀実」『人民法院報』

行論の都合上付したものである)。

本件が注目を集めたのは、本件管理売春が、男性客に男性を紹介し、性交類似行為を行わせるという「同性売春」だったからであると思われる。同性向けの管理売春について、警察部は本件に先立つ2001年1月28日に、「同性間の金品を媒介とした性的行為の性質認定・処理の問題に関する批復」を出し、「不特定の異性間または同性間において金銭または財物を媒介として不当な性関係を発生させる行為は、オーラルセックス、手淫、鶏姦などを含み、いずれも売買春行為にあたり、行為者を法に従い処理しなければならない」と通達していた。

2003年8月17日、南京市秦淮区の警察⁽¹²³⁾は本批復に基づき、管理者である被疑者X等11名を逮捕した。その後、同年9月、検察に勾留を請求したが、検察は罪刑法定の原則に基づき、請求を却下した。警察側は検察の判断に服さず、再議を請求したが、再び退けられた。①そこで警察、検察はそれぞれ上級部門に報告し、その結果、省政法委員会が本件のために会議を開催し、そこで高裁が最高裁に照会すると決定された。②最高裁は照会を受けた後、ただちに全国人大常委会に報告した。③そして同年10月、「全国人大常委会下屬の〔專業委員会〕は事件の報告を聴取した後に、青年を組織して同性相手に売春させたことは、管理売春罪に〔比照〕して犯罪を認定し量刑する、と口頭で回答した」⁽¹²⁴⁾。こ

2004年3月29日、④呉学安「同性売淫法無明文規定也定罪」『法制日報』2004年6月3日を参照した。また、本件の解説・評釈として、薛劍祥・鄒習頂・周加海「李寧組織売淫案——組織男性従事同性性交、是否構成組織売淫罪」刑事審判参考2004年3輯137頁以下、陳興良「組織男性従事同性性交行為之定性研究」国家検察官学院学報2005年1期119頁以下などがある。なお、本件に先行する類似の事案としては、2003年に上海で有罪判決が下された「王志明組織男性売淫案」最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選』2005年1輯53頁以下がある。

⁽¹²³⁾ 原文は〔秦淮警方〕であるが、秦淮区は市轄区であるため「分局」であると考えられる(1.1.3Ⅲ参照)。

⁽¹²⁴⁾ 前掲注(122)①および④。なお、②は全国人大常委会が「X等2名の同性売春組織者に対して、ただちに刑事強制処分を採る」と口頭で回答したと報じる。

れを受け、警察はただちにX等を逮捕し、その後刑事手続が順調に進められ、1審の南京市秦淮区裁判所は非公開で審理を行い、2004年2月17日、刑法358条等に基づき、Xに対して懲役8年、罰金6万元、違法所得1500元没収の判決を下した⁽¹²⁵⁾。

以上のような本件には、刑法解釈上、何をもって「売春」[売淫]とするのか、換言すると、「売春」は対償を受け（または約束し）性交することに限定されないのか、という論点が存在する⁽¹²⁶⁾。しかし、本稿

⁽¹²⁵⁾ Xは上訴したが、南京市中裁はこれを棄却した（「南京組織同性売淫案終審判決維持原判」『人民法院報』2004年5月11日参照）。

⁽¹²⁶⁾ 全国人大常委「売買春の厳禁に関する決定」（1991年9月4日採択・公布・施行）1条は「他人を組織し売春させた者」の刑事責任を定めていた。同条の「他人」の意味について、最高裁・最高検「全国人民代表大会常務委員会『売買春の厳禁に関する決定』実施における若干の問題に関する回答」（1992年12月11日）9条1号は、「……『他人』とは、主に女性を指すが、男性も含む」としていた。上記決定は現行刑法施行と同時に失効したが、陳興良は本回答を論拠のひとつとして、刑法358条1項1号所定の「他人」には男性も含まれるとした上で、本件事案について「売春」を認定した1審判決・2審裁定を支持する（前掲注（122）121頁）。

これに対して、最高検の立場を表すと目される但偉主編『人民検察院検控案例定性研究』（中国検察出版社、2001年）366～367頁（評釈者は江蘇省南通市検察の羅璐・顧志華）は、1998年に某市で起きた本件と同様の同性向けの管理売春事件について、無罪にすべきとする（実際も不起訴処分）。その理由は、刑法358条所定の「他人」には男性も含まれるが、ここでいう「売春」とは異性間の売春行為であるとする。つまり、「売春」とは異性間の対価を伴った性交行為を指し、同性間における対価を伴った性交類似行為は含まれないとするのである。

なお、「全国人大常委下屬の[專業委員會]」は、本件を管理売春罪（358条）に[比照]するよう指示した。[比照]（「比較対照」の意）とは、旧刑法下において類推適用する際に用いられた用語である。つまり、「全国人大常委下屬の[專業委員會]」は、後者の立場に立つものと考えられる。むろん、[比照]という法操作が、「法律に犯罪行為であると明文規定しているものは、法律に照らして犯罪を確定し刑罰を科す。法律に犯罪行為であると明文規定していないものは、犯罪を確定し刑罰を科すことはできない」と定める刑法3条と抵触することはいうまでもない。

の問題意識からいえば、注目すべきはそこではない。注目すべきは、法および裁判が権力の道具となっているということが、本件決着までの経緯から露呈された点である。以下、丸数字の順で詳述する。

① 警察は最初の再議請求が失敗に終わった後、警察、検察がそれぞれ上級に報告し、結果的にその報告が省政法委員会にまで到達した。しかし、刑訴法70条⁽¹²⁷⁾によると、警察が勾留不承認に対する最初の再議決定になお不服のときは、1級上の検察に再議を請求することになる。にもかかわらず、法定手続を踏まず、上級部門が省政法委員会に報告したということは、刑訴法を無視し、直接的に権力に訴えかけたことになる。また、政法委員会が開催した会議は、いわゆる政法委員会が警察・検察・裁判所の見解の相違を調整するための会議である⁽¹²⁸⁾。この点、高裁が最高裁に照会することになったのは、この会議においても見解が一致しなかったからであると考えられる⁽¹²⁹⁾。

② 最高裁は81年解釈決議2条⁽¹³⁰⁾に従い全国人大常委会に報告したものである。ということは、最高裁、最高検のいずれか一方が、同

⁽¹²⁷⁾ 同条規定は以下のとおりである。

「警察機関は人民検察院の勾留不承認の決定に対し、誤りがあると認めるときは、再議を要求することができるが、ただし被逮捕者を直ちに釈放しなければならない。意見が受け入れられないときは、一級上の人民検察院に再審査を請求することができる。上級人民検察院は直ちに再審査を行い、変更するか否かの決定を下し、下級人民検察院および警察機関に通知して執行させなければならない」。

⁽¹²⁸⁾ 「司法機構間で矛盾が生じたときは、常に党の政法委員会が出てきて調整を図(る)」という(賀衛方「通過司法実現社会正義——对中国法官現状的一个透视」同『司法的理念与制度』(中国政法大学出版社、1998年)40頁)。

⁽¹²⁹⁾ 政法委員会の会議でも決着がつかなかったときは、「1級上の政法委員会に指示を仰ぎ、上級指導機関の指示および問題解決への協力を求め、さらには主管政法部門に上級主管部門に問い合わせることを許し、またはいつそのことそう命令(する)」という(林中梁編『各級党委政法委的職能及宏觀政法工作』(中国長安出版社、2004年)586頁)。

⁽¹³⁰⁾ 同条3段は、「最高人民裁判所と最高人民検察院の解釈に原則的な違いがあれば、全国人民代表大会常務委員会に報告して解釈または決定を求める」と定める。

性向けの管理売春は358条の射程外と考えたからであろう⁽¹³¹⁾。

③ 「全国人大常委会下属の [專業委員会]」⁽¹³²⁾が具体的に何を指すのかは明示されていない（以下、「全国人大常委会下屬機構」と呼ぶ）。81年解釈決議2条3段によると、少なくともこれには法の解釈について両高に指示を下す権限はない。そこで、全国人大常委会下屬機構の越権行為の法的効力が論点となる。また先述のように、[比照]と刑法3条との関係も論点となる。しかしながら、本稿の関心からは、何よりもこの時点で裁判の結果が決まっていたことに注目したい。すなわち、全国人大常委会下屬機構の指示により本件事案の有罪がすでに決せられており、本件裁判に残された仕事は量刑だけであったのである。

以上のことから明らかなように、本件裁判においては、「中立公平な第三者（独立の主体）が判断を」下したわけでもなく、また「対立する当事者がルールに基づいて攻防をつくすプロセスが保障」されていない。警察は刑訴法を無視して政法委員会に訴えかけ、裁判所は政法委員会の決定に従い最高裁に照会した。その結果、裁判所は全国人大常委会下屬機構の指示に基づき「裁判」を行い、その代弁者となり、「裁判」は「対立する当事者がルールに基づいて攻防をつくす」場ではなく、全国人大常委会の指示を宣言する場と化した。つまり、本件裁判は「裁判」を行ったという体裁を整えるための儀式にすぎず、裁判でなすべき法的決定は裁判外で裁判前にすでに決定されていたのである。

こうした裁判のあり方は、厳打期に行われた共同事務処理の下での「裁判」と——本件の共同事務処理の最終的決定者が全国人大常委会下屬機構であるという点を除けば——同じである。裁判が道具となるのは厳打だからではなく、そもそも裁判が道具だからである。厳打期においては、こうした「裁判」のあり方が集中的に表れているにすぎない。換

⁽¹³¹⁾ 前掲注(126)で指摘したように、それは最高検であったと推測される。他方、『人民法院案例選』に同性向けの管理売春行為を有罪とした「王志明組織男性売淫案」を掲載したことから、最高裁は同性向けの管理売春は358条の射程内と考えているのであろう。

⁽¹³²⁾ なお、憲法によると全国人大には[専門委員会]（例えば法律委員会）が設置されるが、ここでは全国人大常委会の[專業委員会]とされているため、これとは異なると考えられる。

言すると、中国において「裁判」とは「中立公平な第三者（独立の主体）が下す判断」ではなく、また「対立する当事者がルールに基づいて攻防をつくす場」でもない。それは——曲新久の擲揄を借りて表現するならば——党・政府・人大といった指揮官の命令に従い、「法」という「砲弾」（＝武器）を発射する「砲台」にすぎない。

なぜ裁判は道具であり続けたのか。これを解明するのがⅡ部の課題である。